

第3期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

(第3期早島町子ども・子育て支援事業計画)

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

早島町

はじめに

近年の少子高齢社会における子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、増え続ける経済的に困難な状況にある世帯の諸問題などにより、その状況も大きく変化しております。

このような中、国は、平成 27 年度に「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度、令和元年度には幼児教育・保育の無償化を開始するなど、子育て世帯のニーズを踏まえながら様々な支援に取り組んでいます。また令和 5 年 4 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。これによって、子どもが権利を尊重され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに暮らすことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むこととなりました。



本町におきましては、こうした国の動きや子育て世帯のニーズの変化等を踏まえ、今後 5 年間の子育て支援に関する取組みを定めた「第 3 期すくすく早島子ども・子育て応援プラン（第 3 期早島町子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。計画の推進にあたっては、行政や関係機関、地域等が一体となって、「次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできるまち 早島」を目指してまいりたいと考えておりますので、今後とも町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました早島町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

早島町長 佐藤 博文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
(1) 町民ニーズ調査の実施.....	3
(2) 早島町子ども・子育て会議による審議.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
第2章 早島町の子どもと家庭の現状・課題	4
1 人口の状況.....	4
1 年齢3区分別人口の推移.....	4
2 年齢3区分別人口構成比.....	4
3 社会動態の推移.....	5
2 世帯の状況.....	5
1 一般世帯・核家族世帯の推移.....	5
2 18歳未満の子どもがいる世帯の推移.....	6
3 6歳未満の子どもがいる世帯の推移.....	6
4 ひとり親世帯の推移.....	7
3 出生の状況.....	7
1 出生数の推移.....	7
2 母親の年齢（5歳階級）別出生率（人口千対、ベイズ推定値）の推移.....	8
4 未婚・結婚の状況.....	8
1 年齢別未婚率の推移.....	8
5 就業の状況.....	9
1 女性の年齢別就業率の推移.....	9
2 女性の年齢別就業率（国・県比較）.....	9
3 女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）.....	10
6 教育・保育サービスの状況.....	10
1 幼稚園の状況.....	10
2 保育所の状況.....	11
3 待機児童数の推移.....	11
7 放課後児童クラブの状況.....	12
1 放課後児童クラブの状況.....	12
8 その他の状況.....	12
1 児童虐待通告件数の推移.....	12
2 要保護児童数の推移.....	13
9 アンケート調査からみえる現状.....	14
1 子育ての悩みや不安について.....	14
2 子育て支援の利用について.....	15
3 情報の入手について.....	17
4 仕事と子育ての両立について.....	19

5	育児休業について.....	22
6	子育てのしやすさについて.....	23
7	地域ぐるみでの子育てについて.....	24
10	数値目標評価一覧.....	25
11	早島町の子どもと家庭を取り巻く課題.....	26
第3章 計画の基本理念、基本目標.....		29
1	基本理念.....	29
2	基本目標.....	30
	基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち.....	30
	基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち....	30
	基本目標Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち.	30
	基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち.....	30
3	計画の体系.....	31
第4章 施策の展開.....		31
	基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち.....	32
	施策の方向Ⅰー(1) 子どもの健康づくり.....	32
	施策の方向Ⅰー(2) 教育・保育の充実.....	38
	施策の方向Ⅰー(3) 子育て支援事業の充実.....	40
	施策の方向Ⅰー(4) 教育の質の向上.....	45
	施策の方向Ⅰー(5) 次代の親の育成.....	48
	基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を 支えるまち... 50	
	施策の方向Ⅱー(1) 安心して出産できる環境づくり.....	50
	施策の方向Ⅱー(2) 相談・情報提供体制の充実.....	52
	施策の方向Ⅱー(3) 家族で協力した子育ての推進.....	54
	施策の方向Ⅱー(4) 子育てと仕事の両立.....	55
	施策の方向Ⅱー(5) 子育てに関する経済的負担の軽減.....	56
	基本目標Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち... 57	
	施策の方向Ⅲー(1) 子どもの居場所づくり.....	57
	施策の方向Ⅲー(2) 地域とともにある学校づくり.....	59
	施策の方向Ⅲー(3) 子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備.....	60
	施策の方向Ⅲー(4) 子育て支援ネットワークづくり.....	62
	基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち.....	65
	施策の方向Ⅳー(1) 虐待、いじめ、ヤングケアラー等の課題への対応... 65	
	施策の方向Ⅳー(2) 障がい児等に対する支援の充実.....	69
	施策の方向Ⅳー(3) ひとり親家庭への自立支援の充実.....	73
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制		74
1	教育・保育提供区域の設定.....	74
2	人口の見込み.....	74
3	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	75
4	地域子ども・子育て支援事業.....	77
	(1) 利用者支援事業.....	77
	(2) 時間外保育事業.....	78
	(3) 放課後児童健全育成事業.....	78

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	79
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	79
(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	80
(7) 地域子育て支援拠点事業	81
(8) 一時預かり事業	81
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	82
(10) ファミリー・サポート・センター事業	82
(11) 妊婦健康診査事業	83
(12) 産後ケア事業	83
(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	84
5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	85
(1) 教育・保育の一体的提供	85
(2) 教育・保育等の質の確保及び向上	85
(3) 小学校との連携の推進	85
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	85
第6章 計画の推進	86
1 施策の実施状況の点検	86
2 国・県等との連携	86
参考資料	87
1 早島町子ども・子育て会議条例	87
2 早島町子ども・子育て会議委員名簿	88
3 子ども・子育て会議の開催経過	89
用語解説	90

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では急速に少子高齢化が進んでおり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への影響が懸念されています。令和5年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回り、想定以上に少子化が加速している現状が見受けられます。

近年は核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、孤立した育児による児童虐待、子どもの貧困など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として外出自粛の要請や行動制限が行われ、子どもたちの交流・交友機会が激減しました。その結果、子育て世代や子どもに深刻な影響が生じ、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺件数が過去最多となりました。

技術分野では、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、学校や学びのあり方など新たな局面を迎えています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。



2 計画策定の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期すくすく早島子ども・子育て応援プラン」を策定し、子育て世帯のニーズ及び町の実情に沿った子育て支援を推進してきました。

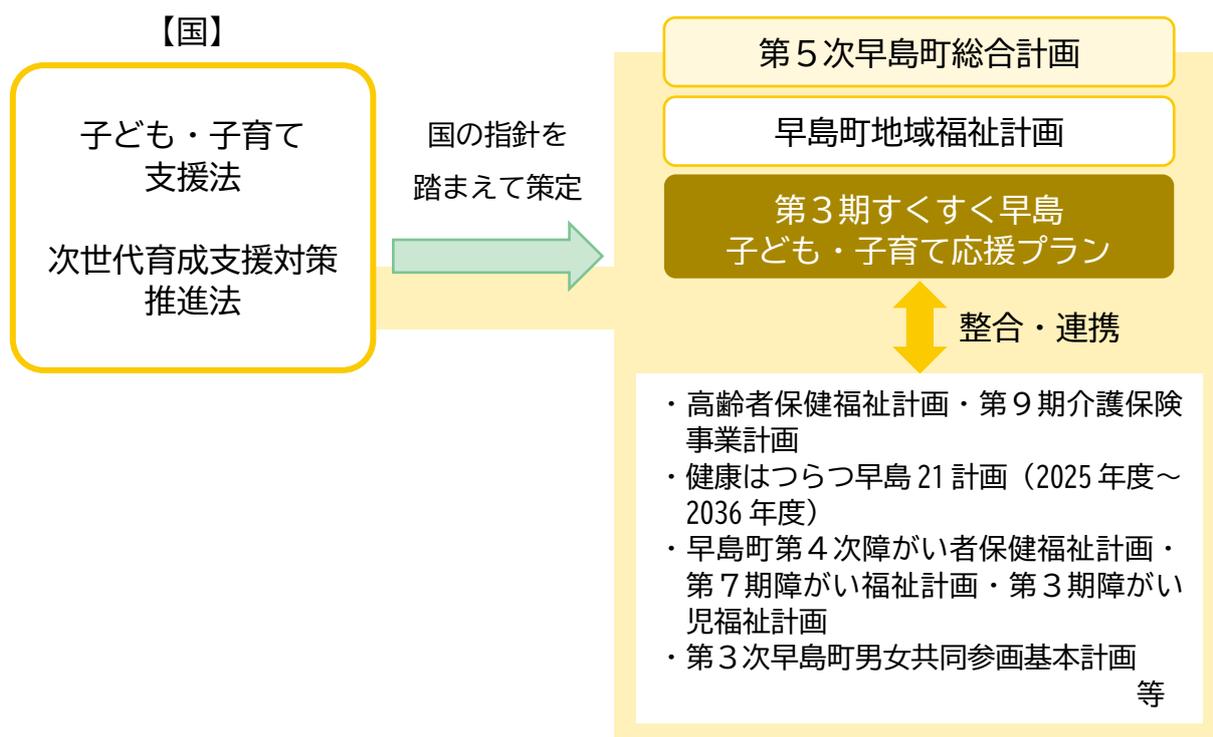
このような中、令和3年12月に策定した第5次早島町総合計画では、目指すまちの姿「安全・安心に暮らせ 豊かさや幸せが実感できるまち」の実現に向けて、5つの基本方針のもと、まちづくりの目標を設定し、そのうち「だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち」と「地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち」において、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》《参加する権利》を守ることでできる教育環境づくりや、若い世代が安心して子どもを産み育てることができるまちを目指しています。

この度、令和2年3月に策定した「第2期すくすく早島子ども・子育て応援プラン」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期すくすく早島子ども・子育て応援プラン」を策定しました。この計画に沿って社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するとともに、子どもや子育て中の保護者に対して切れ目のない支援を行い、子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定されるとともに、第5次早島町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けられます。

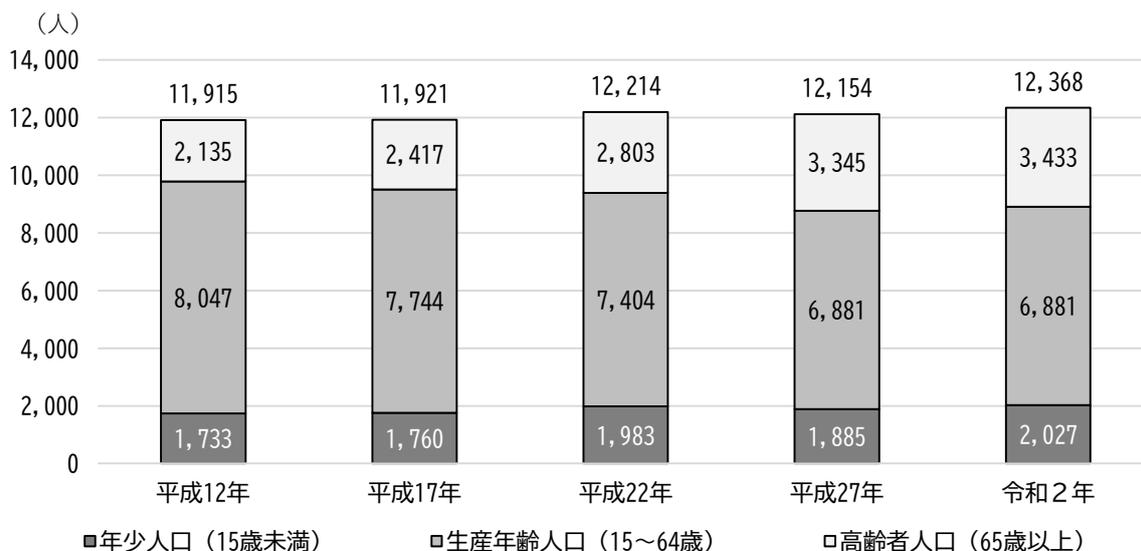


第2章 早島町の子どもと家庭の現状・課題

1 人口の状況

1 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は平成27年を除いて増加傾向で推移し、令和2年には12,368人となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）が増え続ける一方、生産者人口（15歳未満）は一貫して減り続けています。

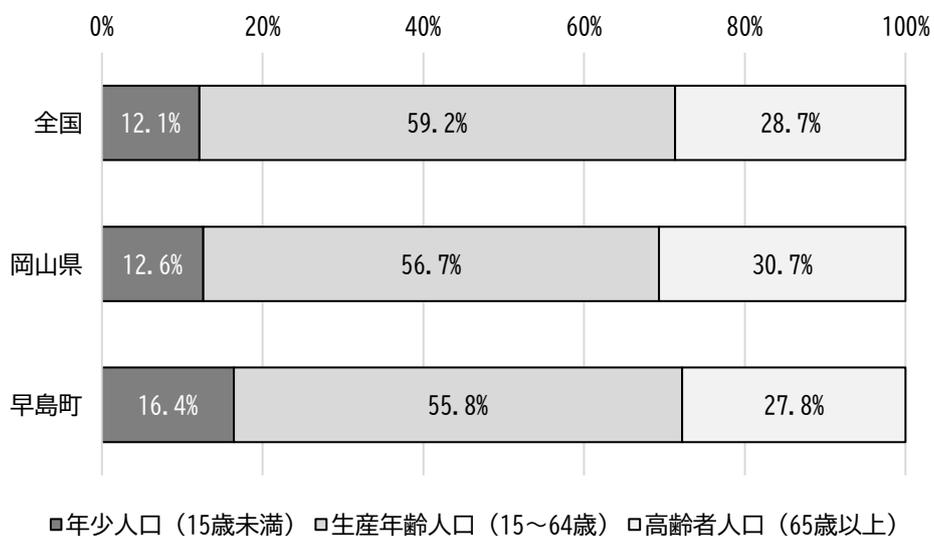


資料：国勢調査

※平成22年以降は年齢不詳を含むため、各人口の合計と総人口は一致しない。

2 年齢3区分別人口構成比

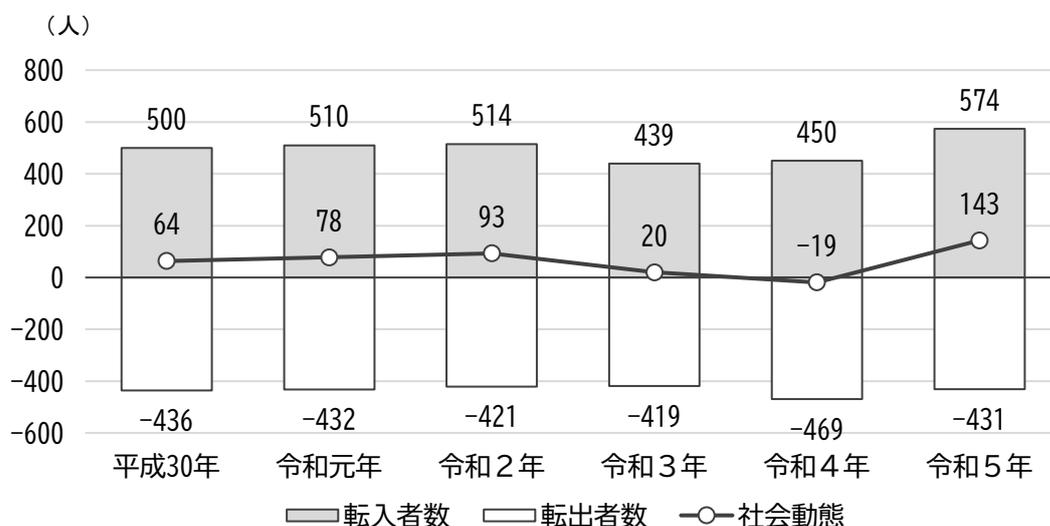
本町の人口構成比をみると、国や県と比較して年少人口（15歳未満）の割合は高く、生産年齢人口（15～64歳）と高齢者人口（65歳以上）の割合は低くなっています。



資料：令和2年国勢調査

3 社会動態の推移

本町の社会動態の推移をみると、令和4年を除きプラスとなっており、令和5年は143人のプラスとなっています。



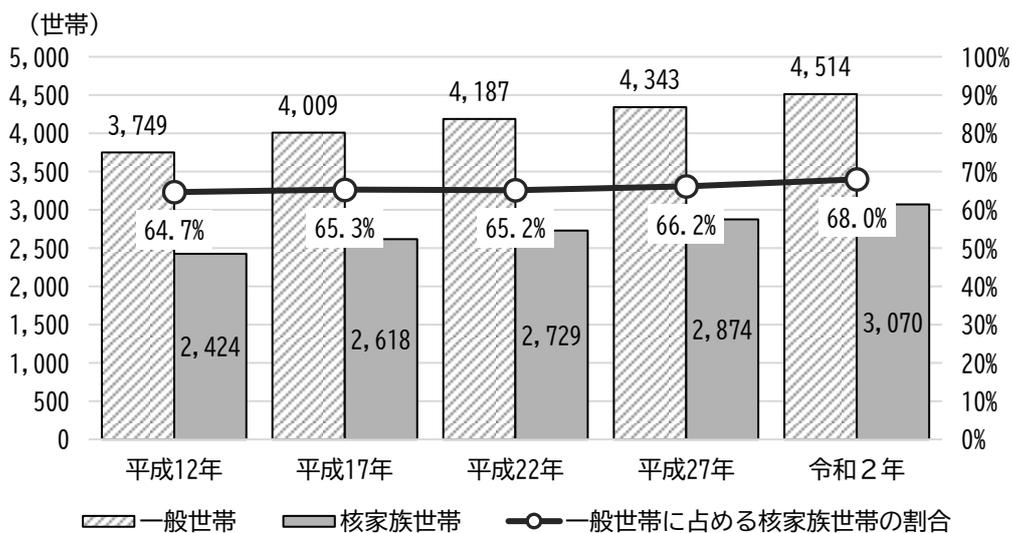
資料:人口動態統計

2 世帯の状況

1 一般世帯・核家族世帯の推移

本町の一般世帯・核家族世帯の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯ともに増加傾向で推移しており、令和2年では一般世帯が4,514世帯、核家族世帯が3,070世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。

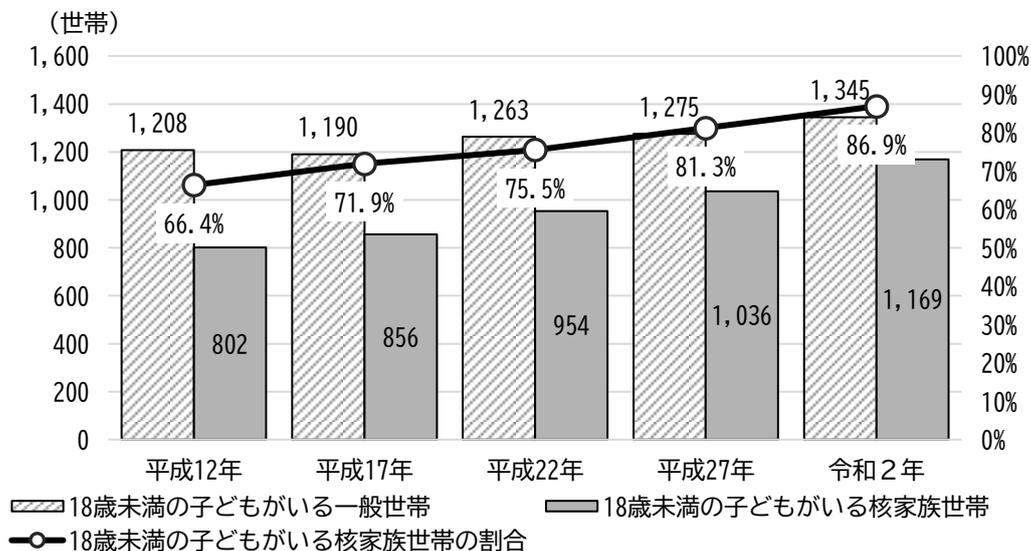


資料:国勢調査

一般世帯：福祉施設や病院、寮、矯正施設等を除き、住居及び生計を同一している家庭。
核家族世帯：夫婦もしくは親と、その子どものみで構成される世帯

2 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

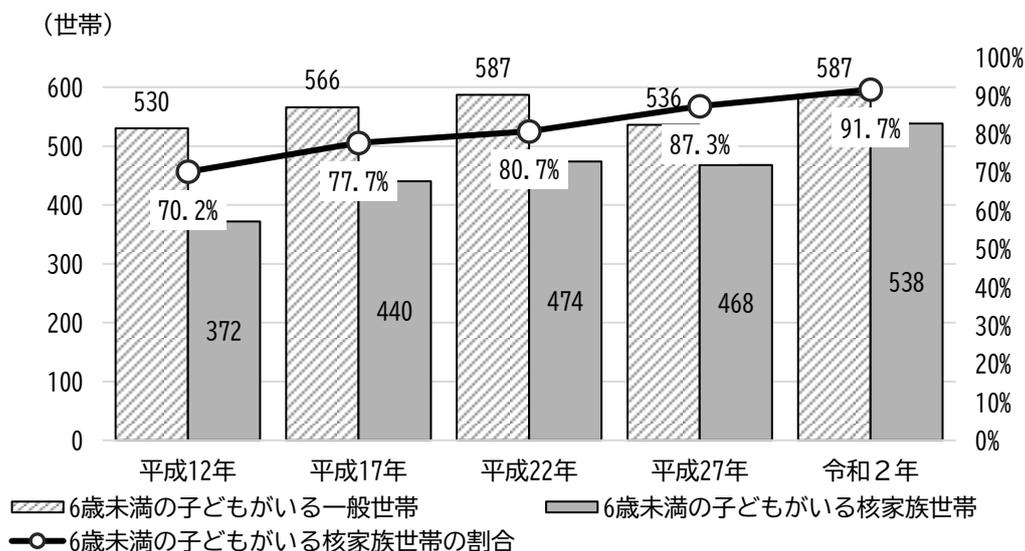
18歳未満の子どもがいる一般世帯数は、平成22年以降増加傾向で推移しています。18歳未満のいる核家族世帯は平成12年以降増加傾向で推移しており、一般世帯に占める割合も高くなっています。



資料：国勢調査

3 6歳未満の子どもがいる世帯の推移

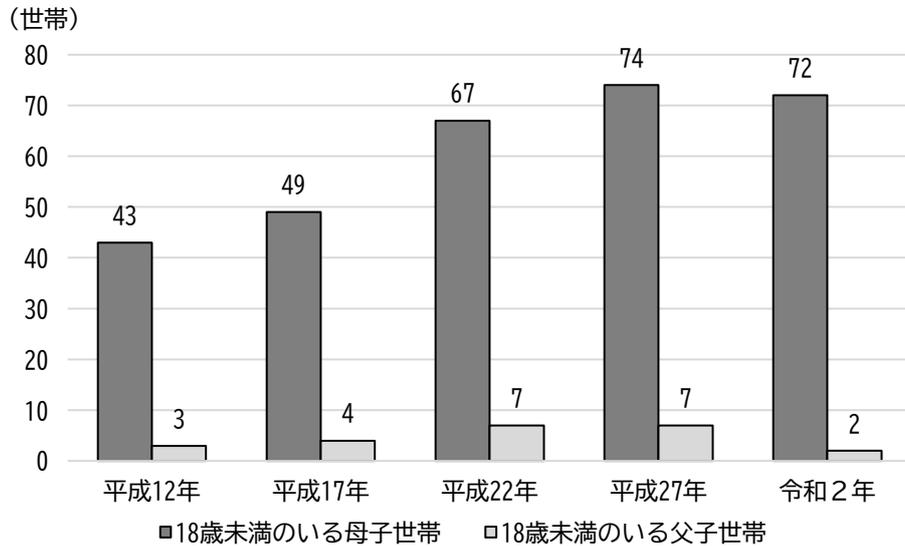
6歳未満の子どもがいる一般世帯数は、平成27年を除いて増加傾向で推移しています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯も同様の傾向で推移しており、令和2年では6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は9割を超えています。



資料：国勢調査

4 ひとり親世帯の推移

18歳未満のいるひとり親世帯数の推移をみると、平成12年以降母子世帯数は概ね増加傾向で推移し、令和2年では72世帯となっています。父子世帯については、令和2年では2世帯となっています。

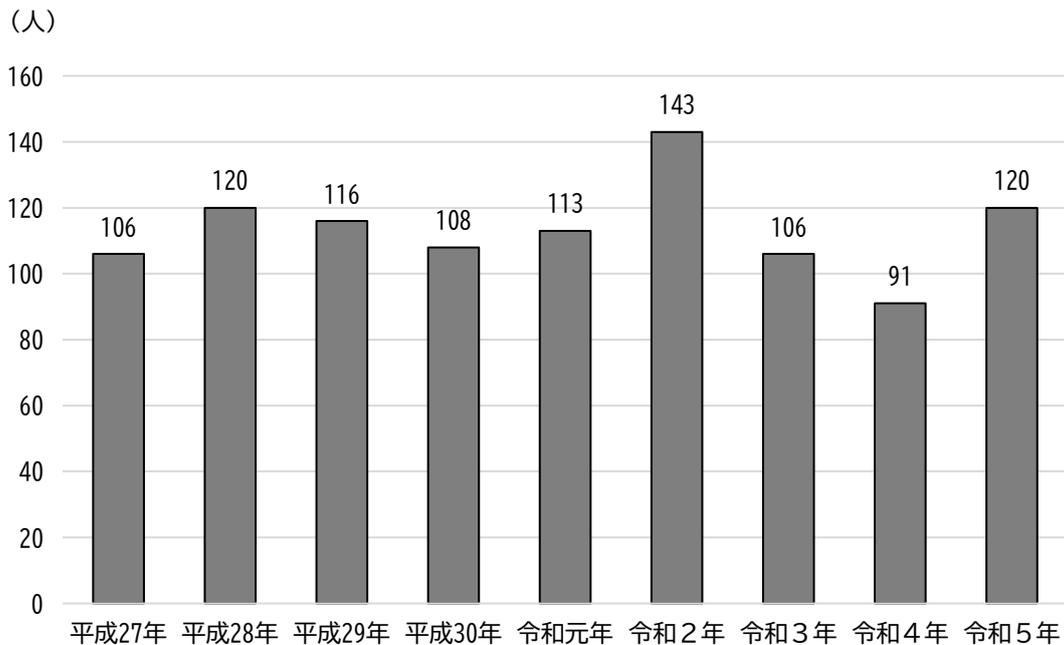


資料：国勢調査

3 出生の状況

1 出生数の推移

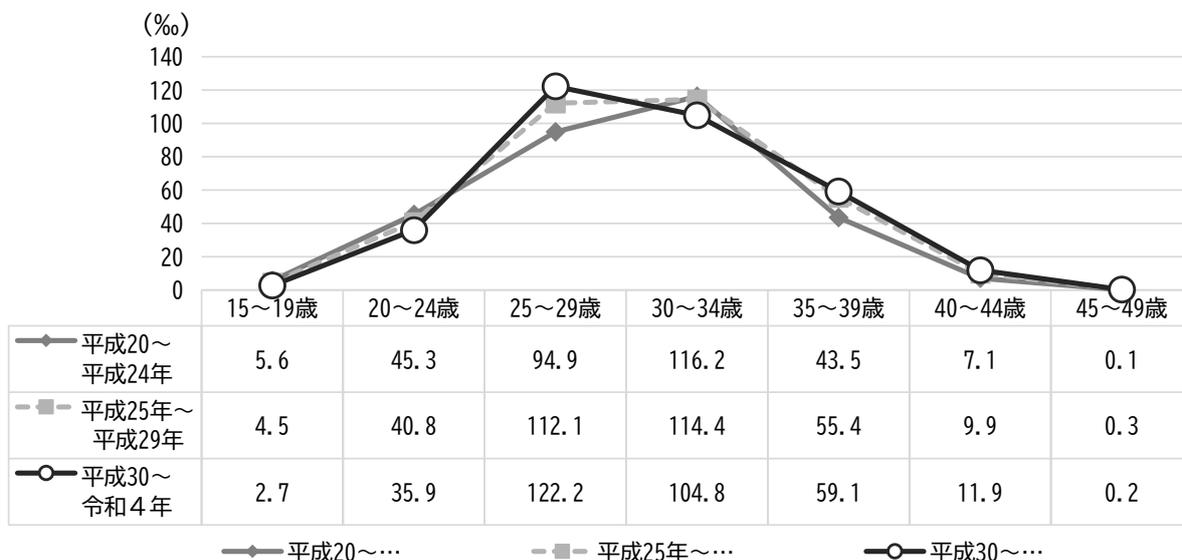
本町の出生数は令和2年に増加したのち減少傾向で推移してきましたが、令和5年は増加に転じ、120人となっています。



資料：人口動態統計

2 母親の年齢(5歳階級)別出生率(人口千対、バイズ推定値)の推移

平成30年以降はそれ以前と比較して、25～29歳と35～39歳の出生率が高い反面、30～34歳の出生率は低くなっています。



資料：人口動態統計特殊報告

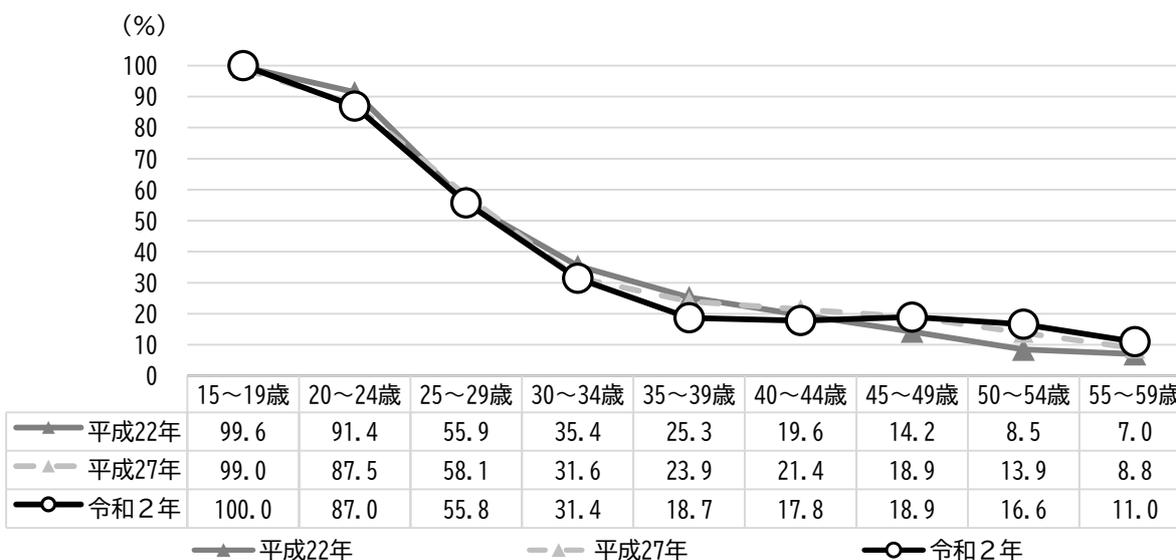
※百分率ではないため、100を超える場合もあります。

人口千対：対象の人口が1000人と仮定した場合の出生数。単位は‰（パーミル）。
バイズ推定：過去の情報と新しい情報から、確率を更新し推論する方法。より正確な推定を行うために出生率の計算等に用いられる。

4 未婚・結婚の状況

1 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、30～34歳、35～39歳の未婚率が、令和2年は平成22年、平成27年と比較して低くなっています。

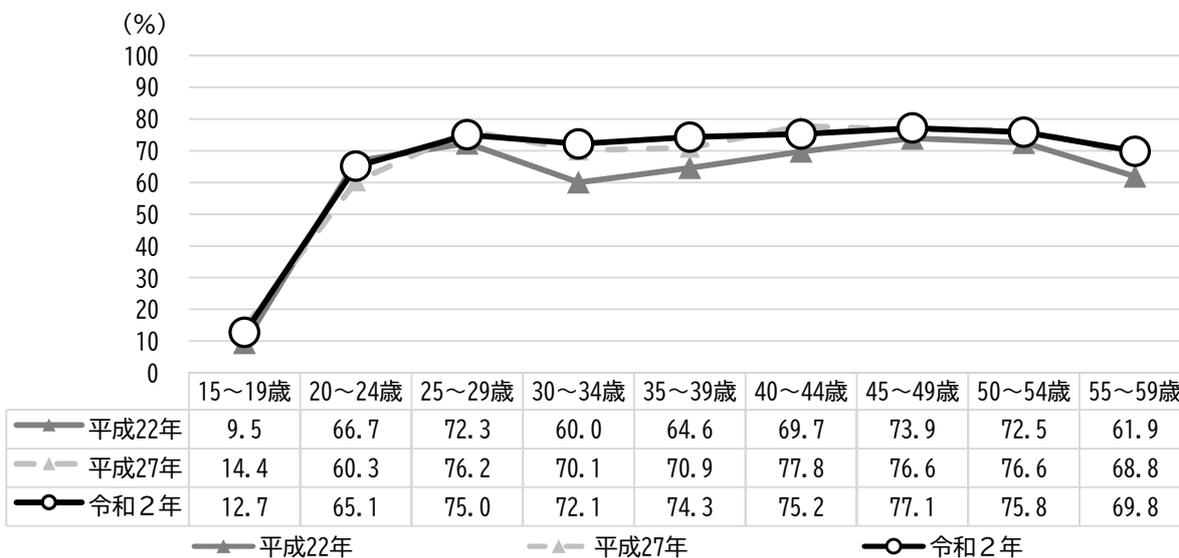


資料：国勢調査

5 就業の状況

1 女性の年齢別就業率の推移

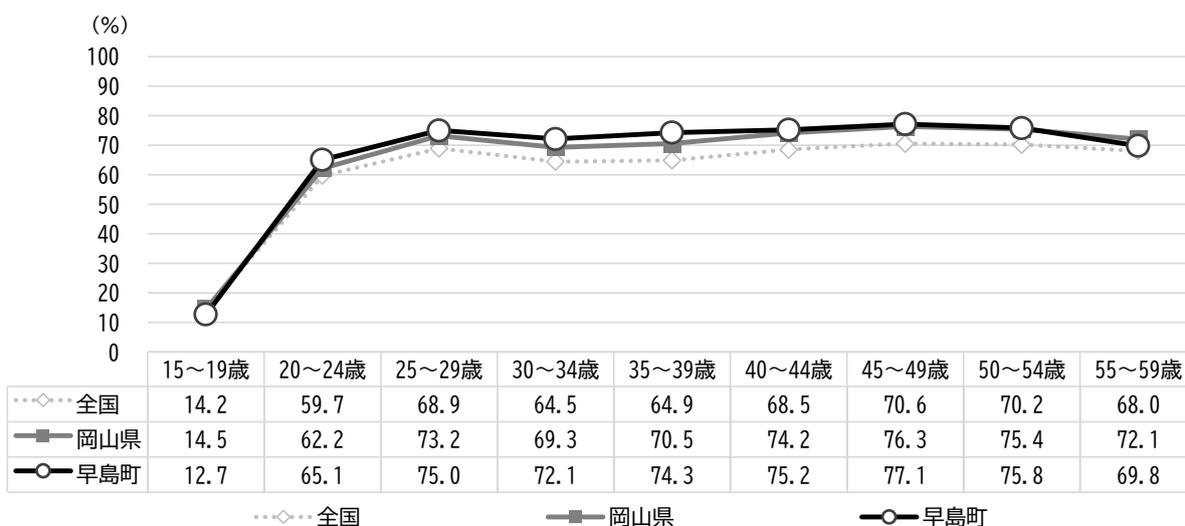
女性の年齢別就業率をみると、平成22年と平成27年では出産・育児期に離職し子育てが落ち着いてから再度就業する女性が多いことを示す「M字カーブ」の状況がみられましたが、令和2年ではM字カーブの落ち込みは緩やかになっています。



資料:国勢調査

2 女性の年齢別就業率(国・県比較)

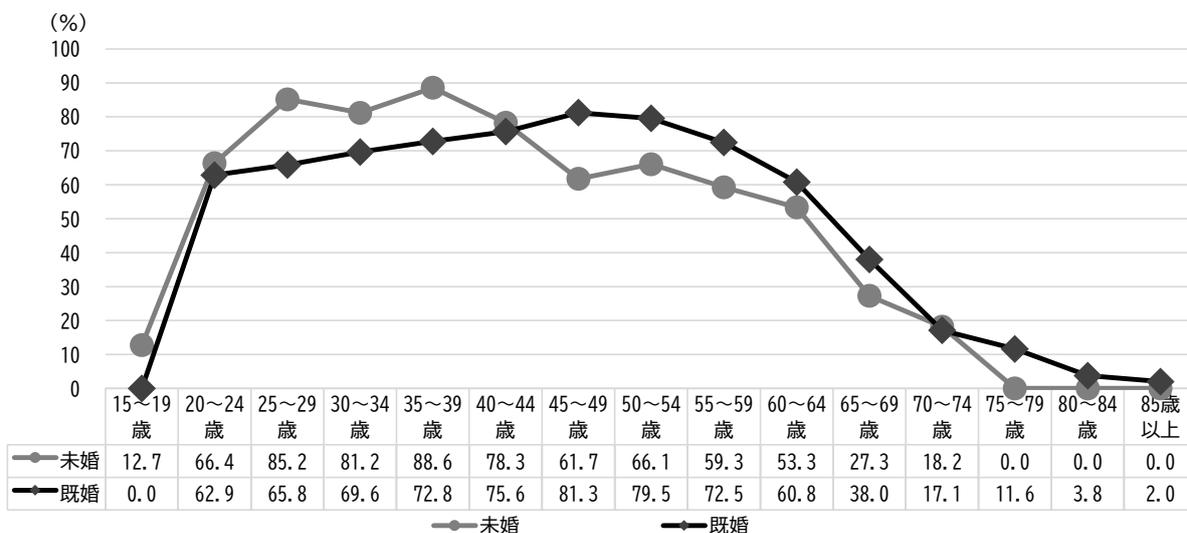
本町の令和2年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、20～54歳の年代において国・県よりも高くなっています。



資料:国勢調査

3 女性の年齢別就業率(未婚・既婚比較)

令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、15～44歳にかけては既婚者より未婚者の就業率が高くなっています。

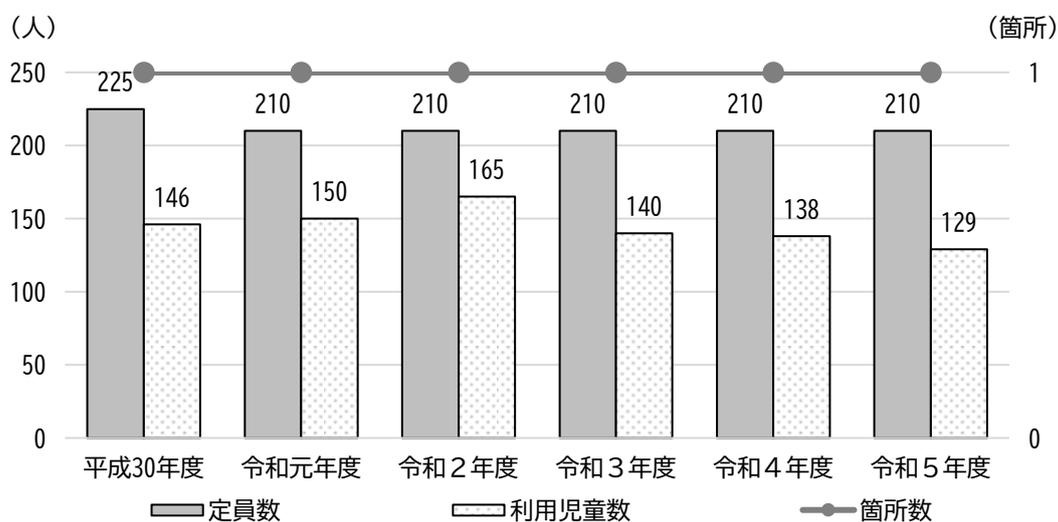


資料:国勢調査

6 教育・保育サービスの状況

1 幼稚園の状況

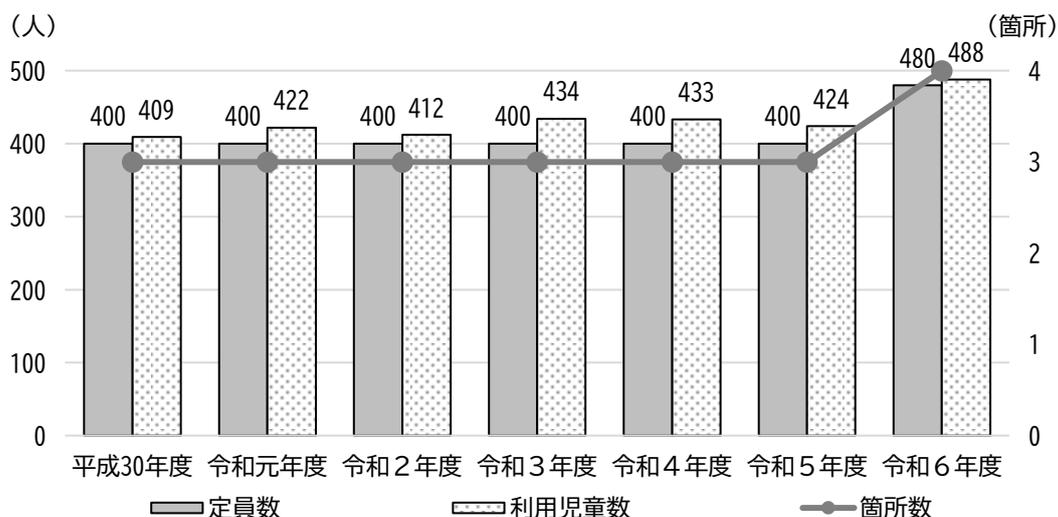
本町の幼稚園の状況をみると、利用児童数は減少傾向で推移しており、令和5年度では定員数210人に対して利用児童数は129人となっています。



資料:町の統計 各年5月1日現在

2 保育所の状況

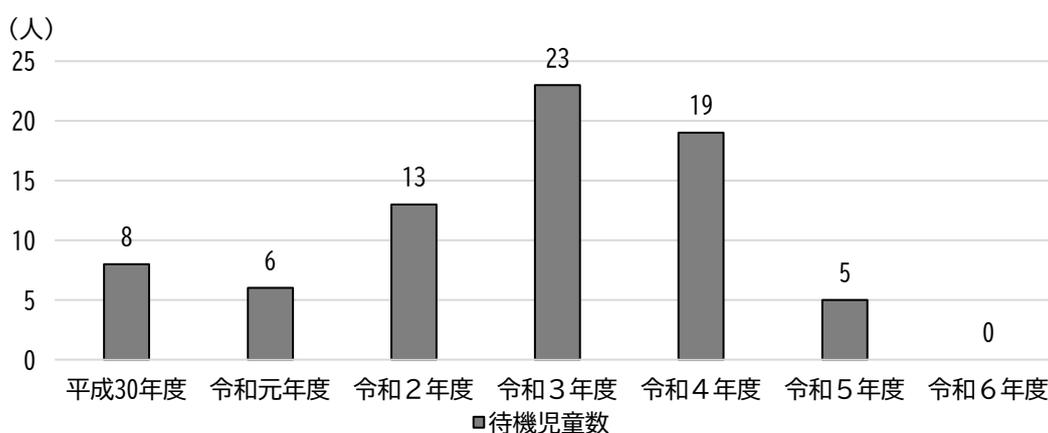
本町の保育所の状況をみると、定員数を利用児童数が上回る状況が続いています。令和6年度では、定員数480人に対し利用児童数は488人となっています。



資料:町の統計 各年4月1日現在

3 待機児童数の推移

本町の待機児童数は令和3年度に増加しましたが、その後減少し、令和6年度は0人となっています。

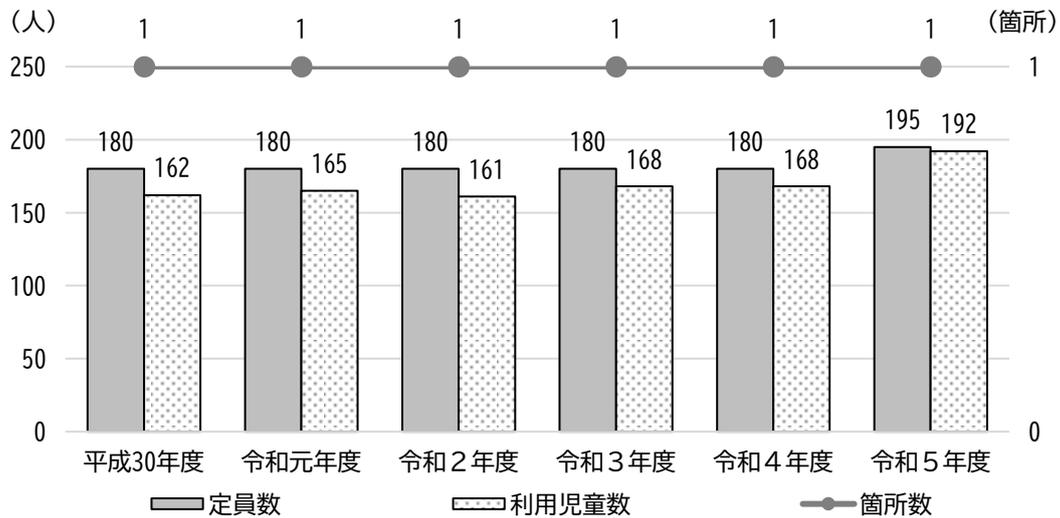


資料:町の統計 各年4月1日現在

7 放課後児童クラブの状況

1 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用者数の増加に伴い、定員数は令和6年度時点で195人となっています。

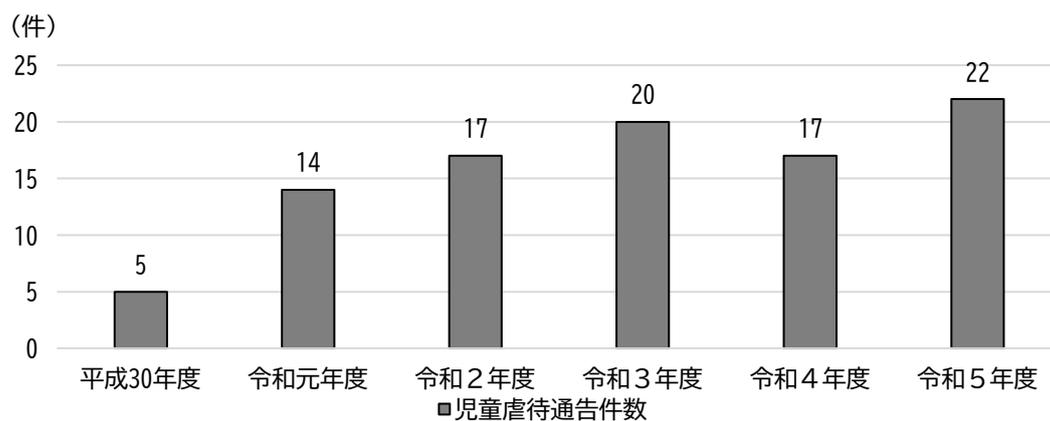


資料:町の統計 各年度一番多い利用月

8 その他の状況

1 児童虐待通告件数の推移

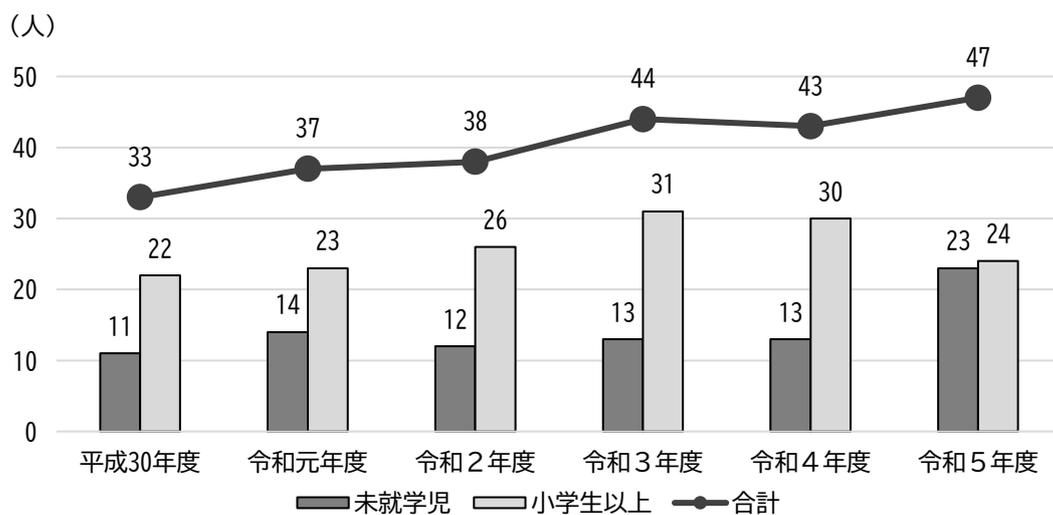
本町の児童虐待通告件数は令和4年度を除いて増加傾向で推移し、令和5年度は22件となっています。



資料:町の統計

2 要保護児童数の推移

本町の要保護児童数は令和4年度を除いて増加傾向で推移しており、令和5年度では47人となっています。また、令和4年度までは小学生以上が多くなっており、令和5年度では未就学児と小学生以上が、ほぼ同程度となっています。



資料:町の統計

9 アンケート調査からみえる現状

アンケート結果のグラフについて

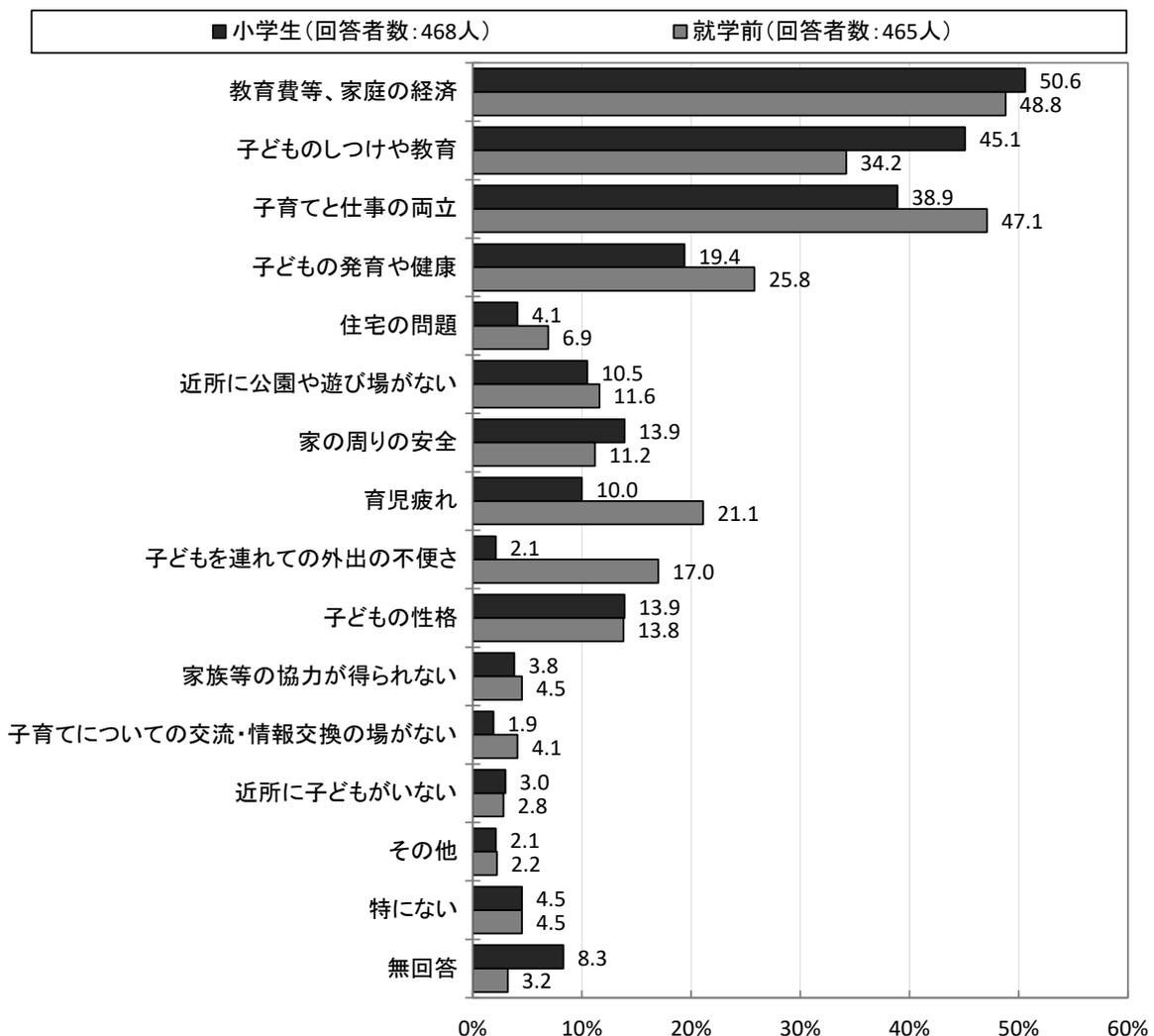
※アンケート結果のグラフ中における「n」「SA」「MA」は、それぞれ
「n」 = サンプル数（回答者数）のこと
「SA」 = 単数回答のこと（Single Answer の略）
「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）
を示します。

1 子育ての悩みや不安について

小学生・就学前ともに「教育費等、家庭の経済」の割合が最も高く、子どもの成長に関することでは、就学前では「子どもの発育や健康」、小学生では「子どものしつけや教育」の割合が高くなっています。

特に就学前では「子育てと仕事の両立」「育児疲れ」「子どもを連れての外出の不便さ」などの割合が高く、親の負担が大きいことがうかがえることから、子どもと保護者双方に対して、子どもの成長段階に応じた支援を行える仕組みづくりが求められます。

◆子育てに関する悩みや不安の内容(就学前・小学生)

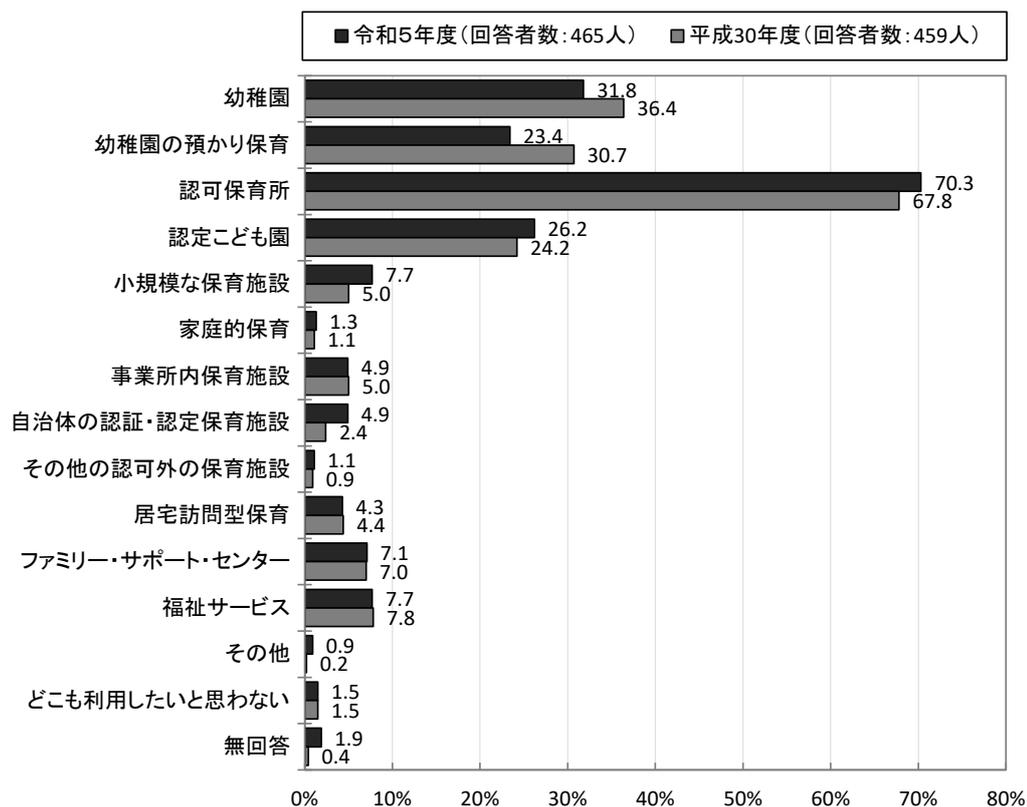


2 子育て支援の利用について

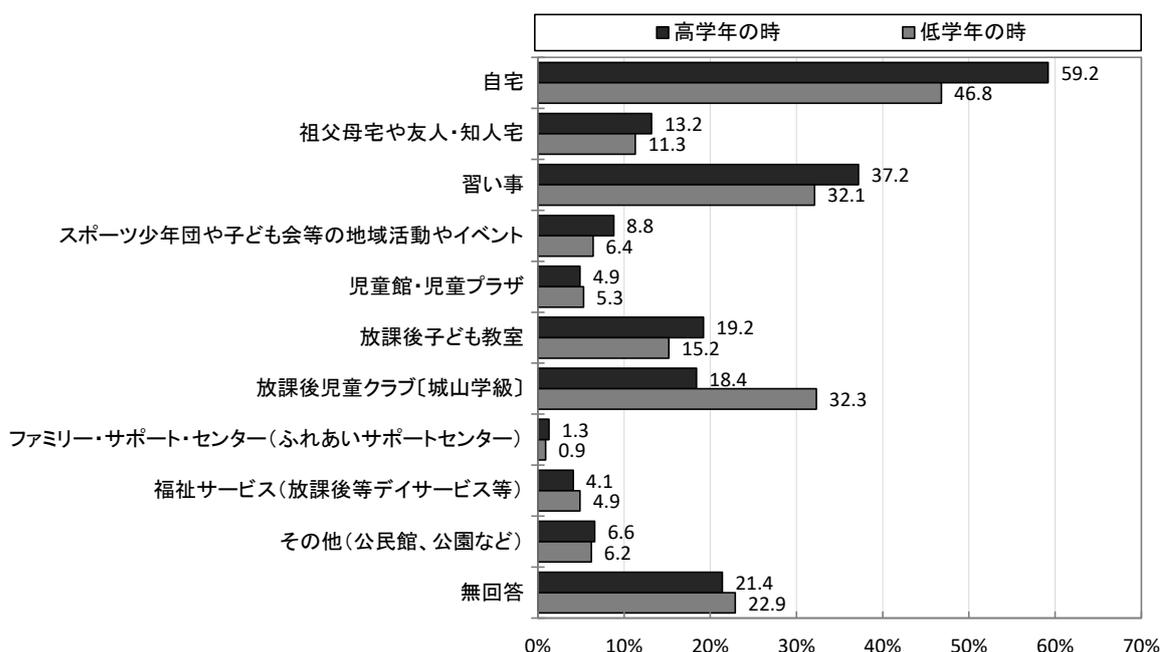
就学前の保育サービスについて、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。小学生の放課後に過ごさせたい場所では、低学年では高学年と比較して「放課後児童クラブ（城山学級）」の割合が高くなっており、また「放課後児童クラブ（城山学級）」は対象が1～3年生となっているものの、高学年でも2割程度の利用希望がみられます。

こうしたサービスのニーズの変化は共働き世帯が増えたことによる影響と考えられ、社会情勢の変化に合ったサービスの充実が求められます。

◆利用を希望する保育サービス(就学前)



◆放課後過ごさせたい場所(小学生) 低学年と高学年の比較

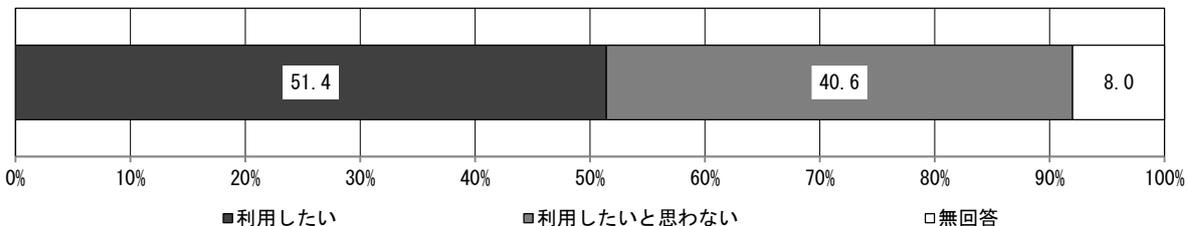


こども誰でも通園制度については、利用希望者は5割程度となっており、日数については週1～3日程度の利用希望が多くなっています。また、制度の対象は2歳までとなっている一方で、3歳以上でも半数程度が利用を希望している状況となっています。

母親の就労形態別にみると、母親がパート・アルバイト等の家庭では6割程度、専業主婦等のいる家庭においては約半数が利用を希望している状況となっています。

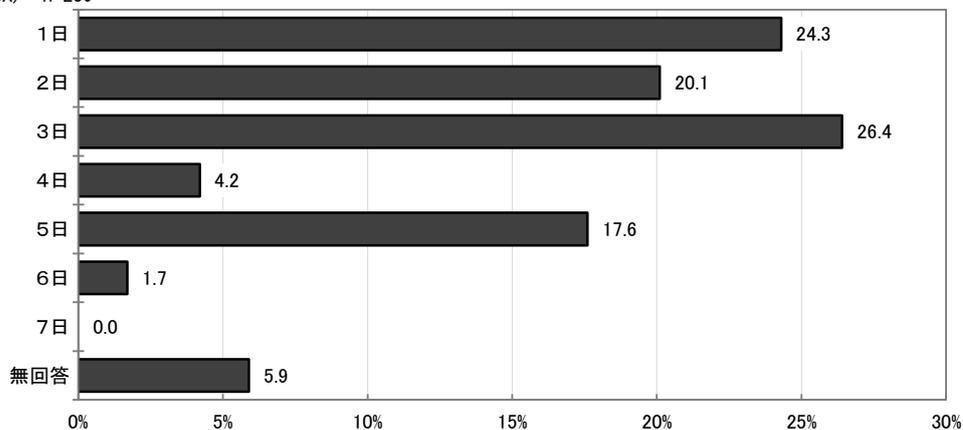
◆こども誰でも通園制度の利用意向(就学前)

(SA) n=465



◆【利用したい人限定】こども誰でも通園制度の利用日数の希望(就学前)

(SA) n=239



◆こども誰でも通園制度の利用意向×子どもの年齢(就学前)

	全体 n=465	0歳 n=128	1・2歳 n=117	3～5歳 n=201
利用したい	51.4	49.2	55.6	51.2
利用したいと思わない	40.6	49.2	36.8	36.8
無回答	8.0	1.6	7.7	11.9

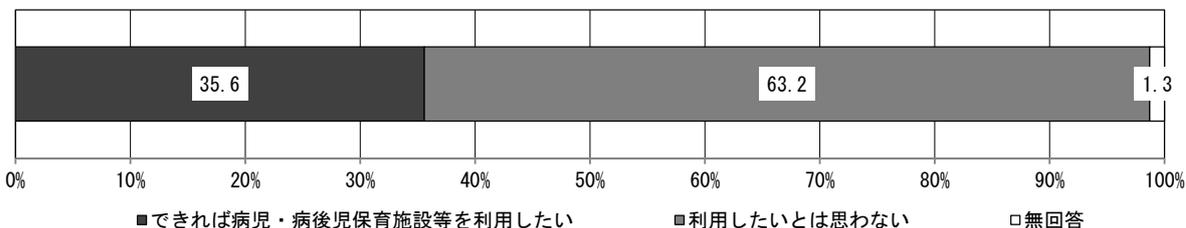
◆こども誰でも通園制度の利用意向×母親の就労状況(就学前)

	全体 n=465	フルタイム n=254	パート・アルバイト等 n=126	専業主婦等 n=79
利用したい	51.4	48.0	57.9	51.9
利用したいと思わない	40.6	40.6	38.1	48.1
無回答	8.0	11.4	4.0	-

病児・病後児保育の利用希望者は4割程度となっており、子どもの年齢が低いほど利用希望の割合が高くなる傾向がみられます。

◆【保育所や幼稚園などを利用している人のうち、子どもの病気や熱の対応のため父親・母親が休んだと回答した人】病児・病後児保育の利用意向(就学前)

(SA) n=239



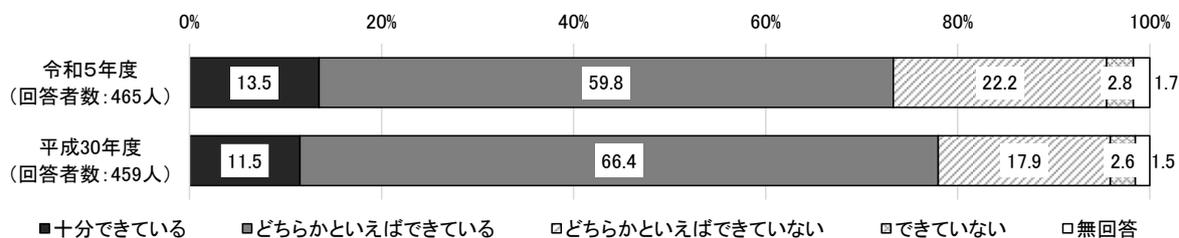
◆病児・病後児保育の利用意向×子どもの年齢

	全体 n=239	0歳 n=32	1・2歳 n=68	3～5歳 n=130
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	35.6	46.9	35.3	33.8
利用したいとは思わない	63.2	50.0	63.2	65.4
無回答	1.3	3.1	1.5	0.8

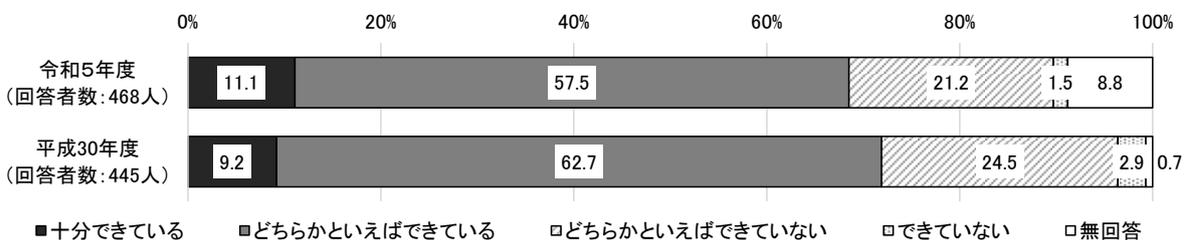
3 情報の入手について

情報の入手について、就学前、小学生ともに「十分できている」「どちらかといえはできている」を合わせた割合は減少しています。

◆情報の入手しやすさ(就学前)

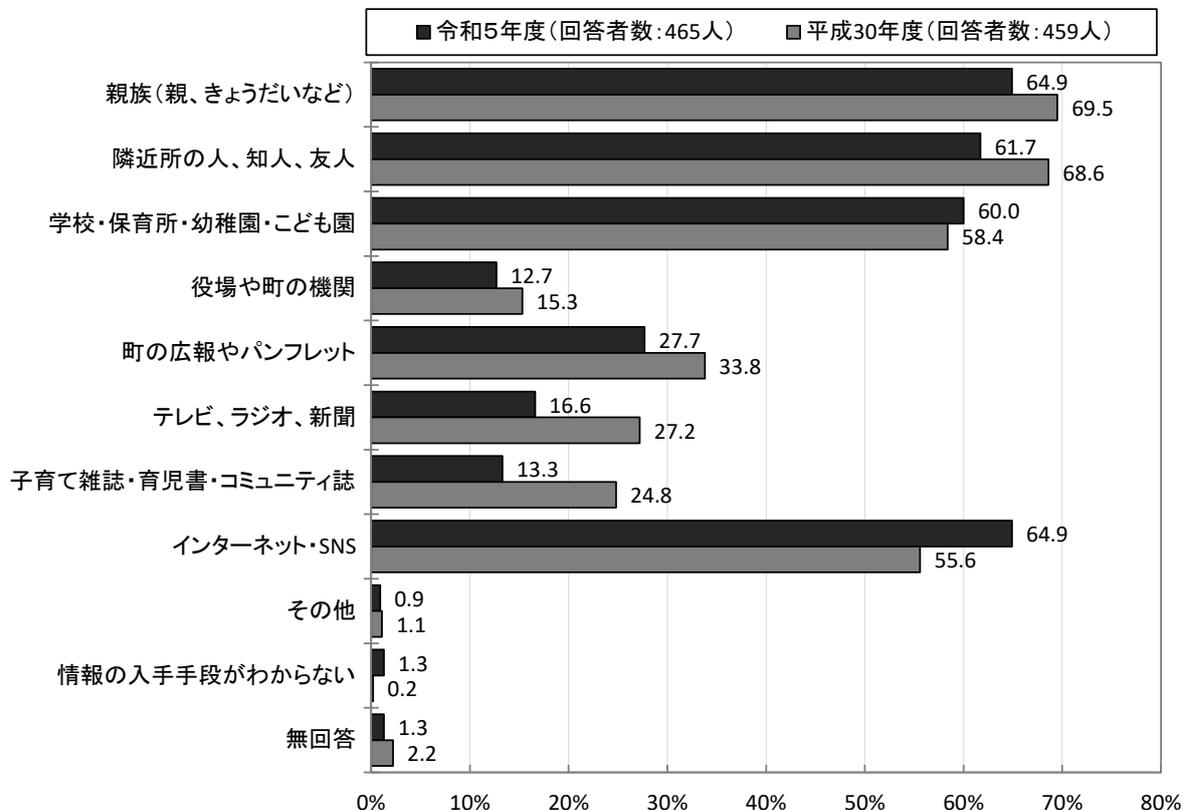


◆情報の入手しやすさ(小学生)

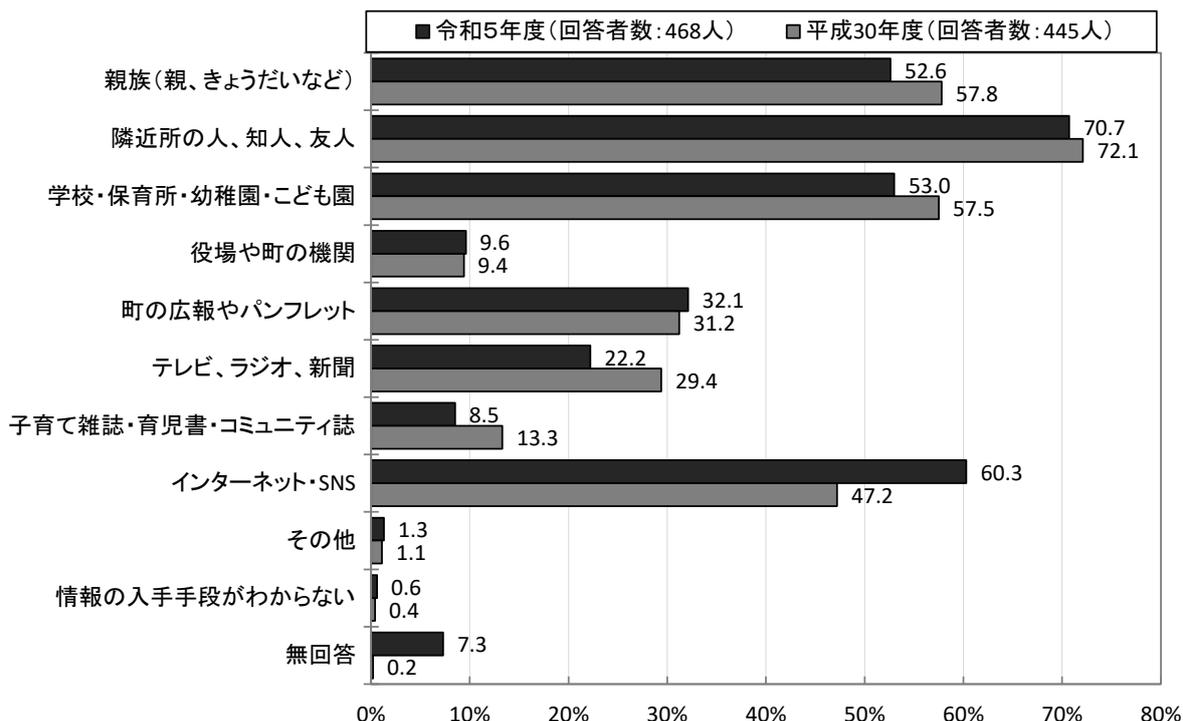


情報の入手先については、就学前、小学生ともに「インターネット・SNS」の割合が増加しています。ニーズの高い「インターネット・SNS」での情報発信を充実させることで、必要な情報へのアクセス向上につながることを期待されます。

◆情報の入手先(就学前)



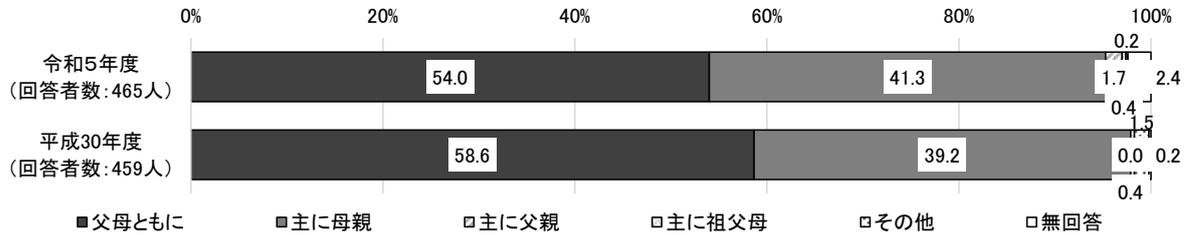
◆情報の入手先(小学生)



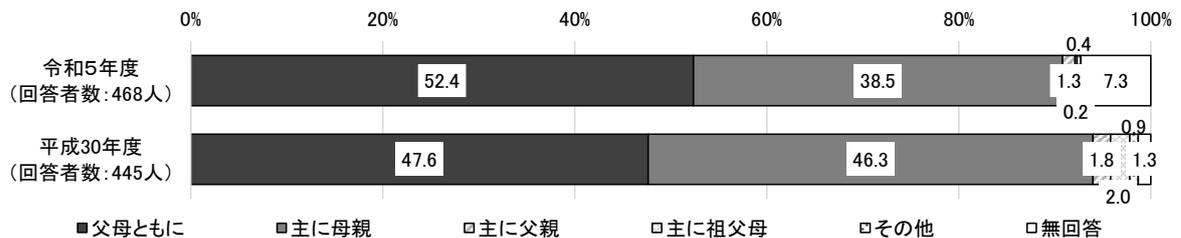
4 仕事と子育ての両立について

子育てに主に関わる人について、小学生では「父母ともに」の割合が高くなっている一方で、就学前では「父母ともに」の割合が減少しています。

◆子育てに主に関わっている人(就学前)



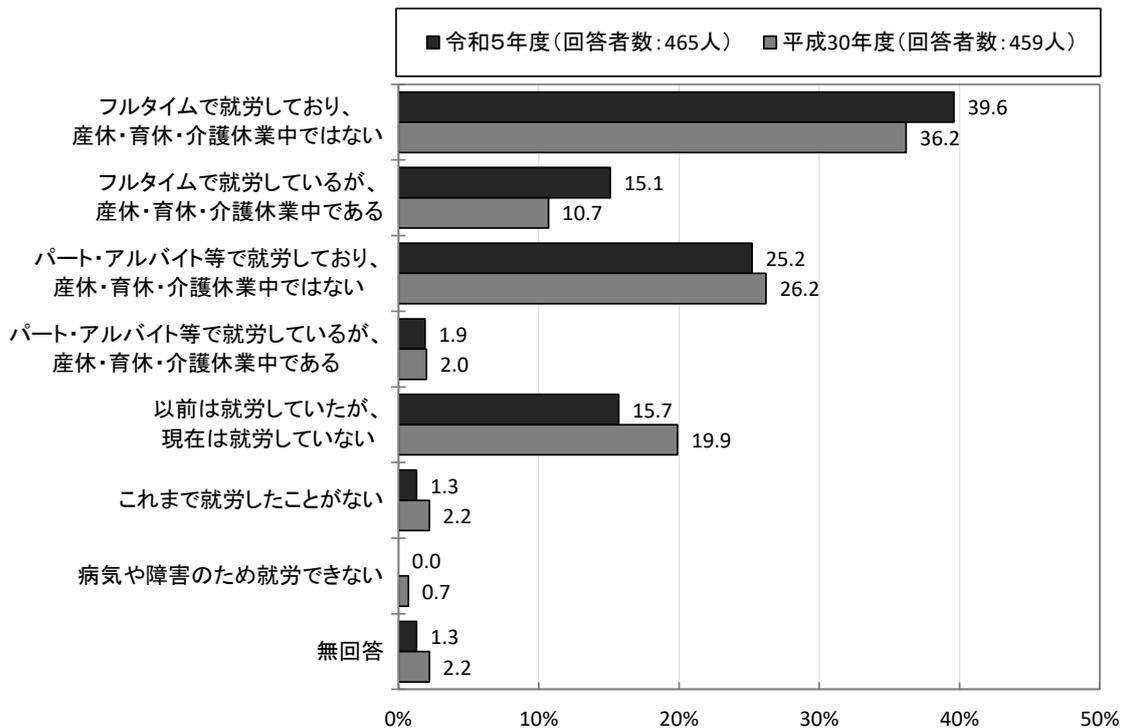
◆子育てに主に関わっている人(小学生)



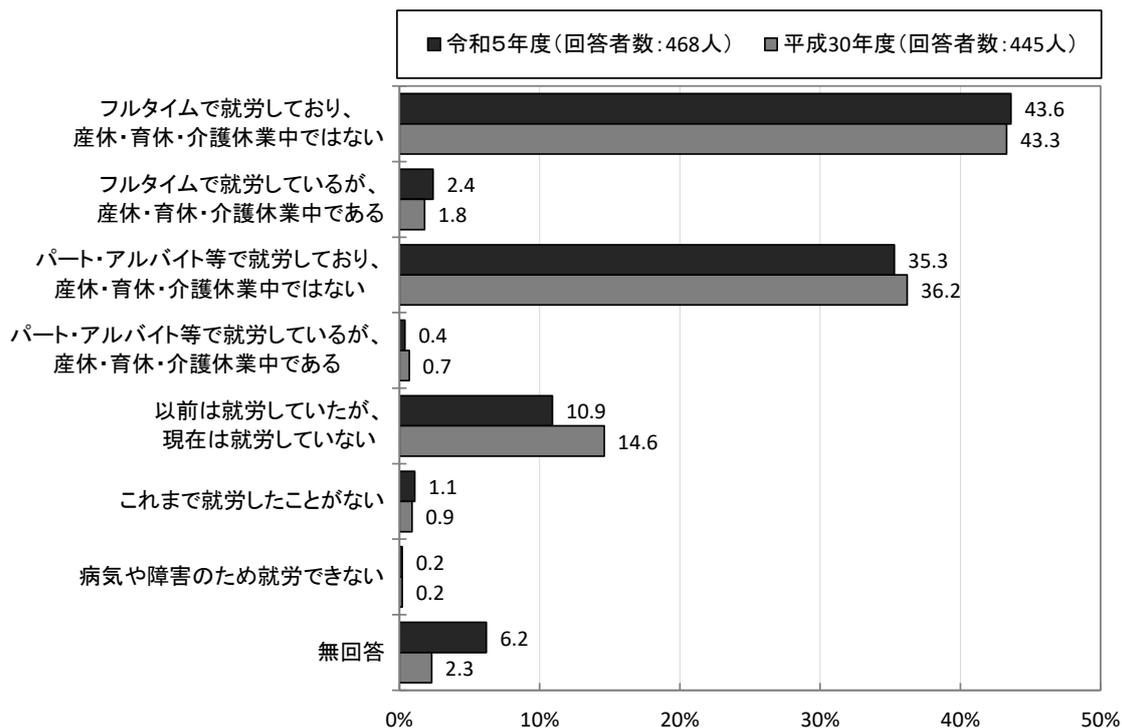
「父母ともに」の割合が減少している就学前において、母親の就労状況をみると、5年前よりフルタイムで就労する母親の割合が増加しています。

産休・育休・介護休業中の割合も高くなっていますが、休業明けなどのタイミングでは育児・仕事の負担が大きくなる可能性もあるため、保育サービスの活用や、育児と仕事を両立しやすい環境の整備等により、負担軽減を図ることが求められます。

◆母親の現在の就労状況(就学前)



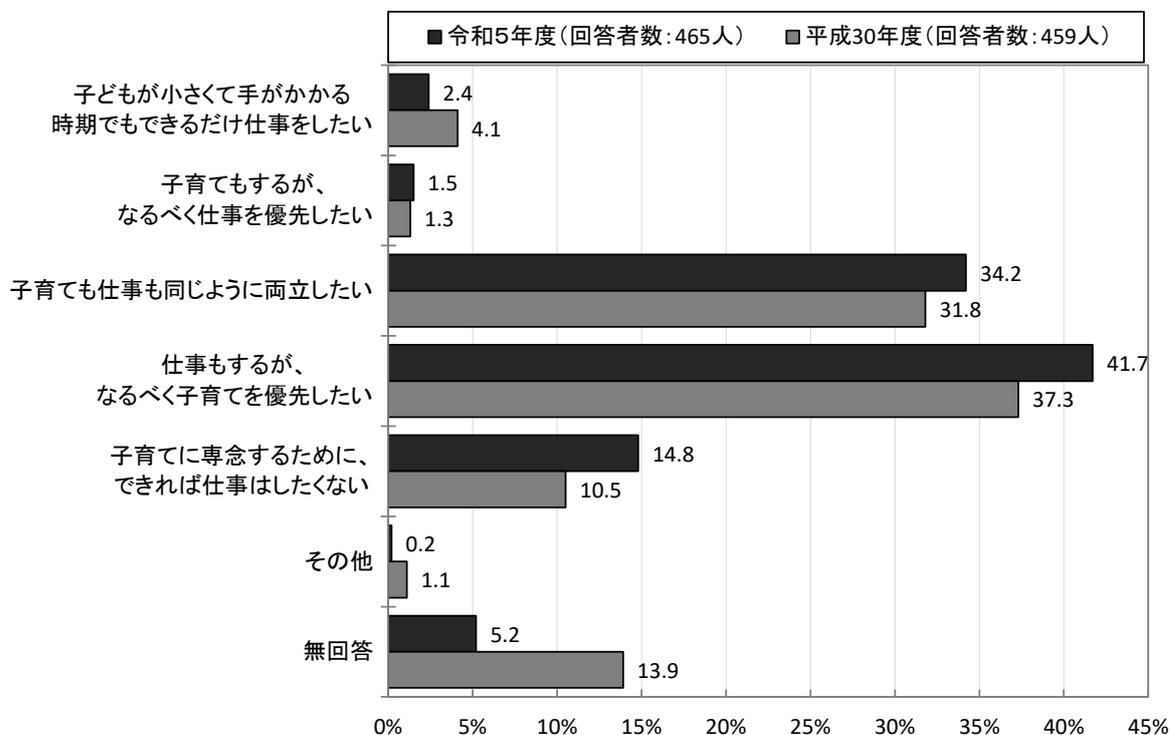
◆母親の現在の就労状況(小学生)



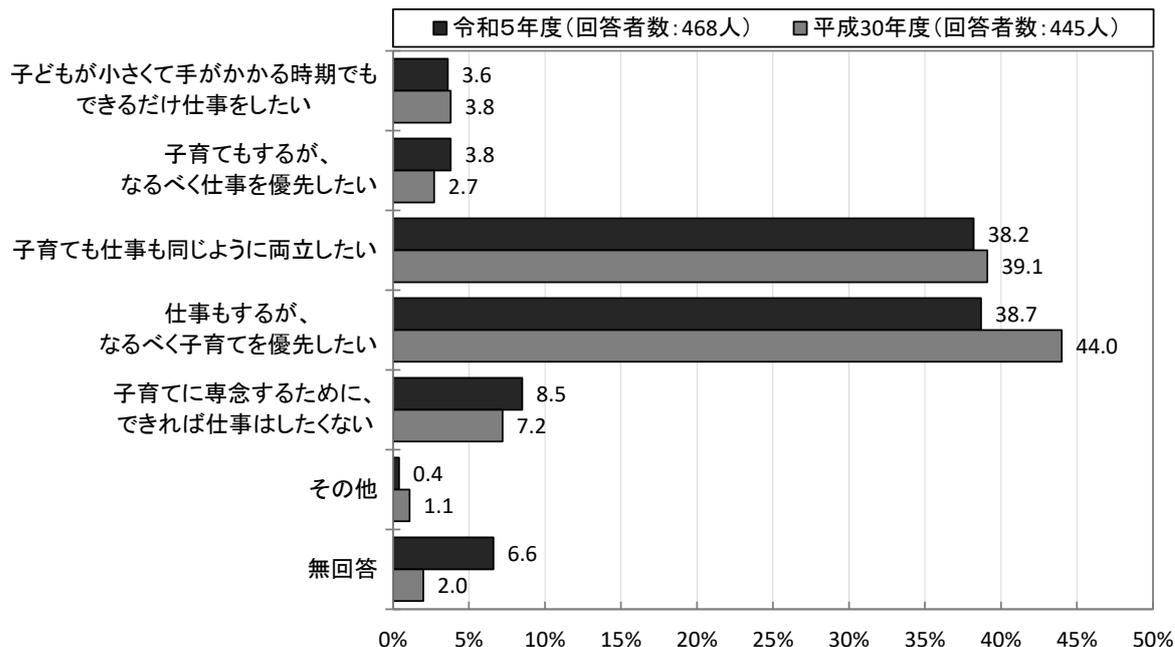
仕事と子育ての両立に関する考え方について、就学前では、子育てと仕事の両立もしくは子育てを優先したい割合が高くなっています。

働きながら子育てをする母親の割合が増加していることを踏まえると、育児と仕事の両立に向けた支援のニーズがこれまで以上に高まっていることがうかがえます。

◆仕事と子育ての両立に関する考え方(就学前)

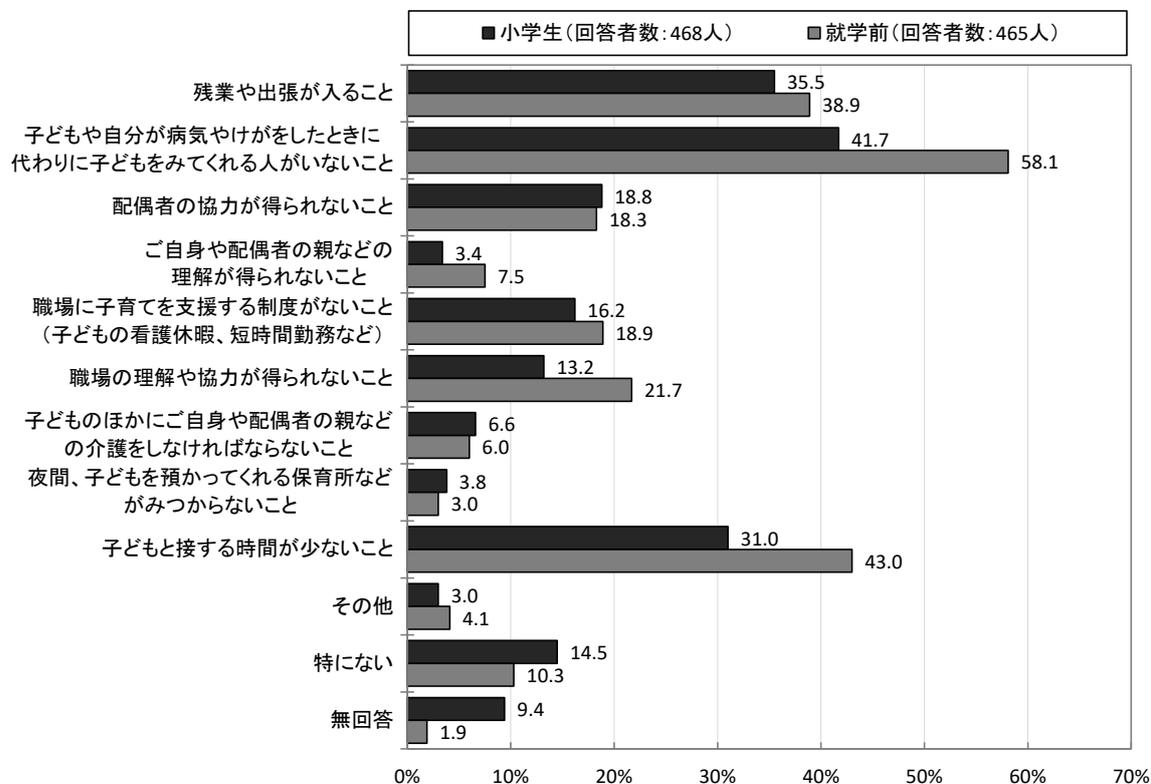


◆仕事と子育ての両立に関する考え方(小学生)



仕事と子育てを両立する上での課題について、就学前では特に「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が小学生と比較して高くなっています。

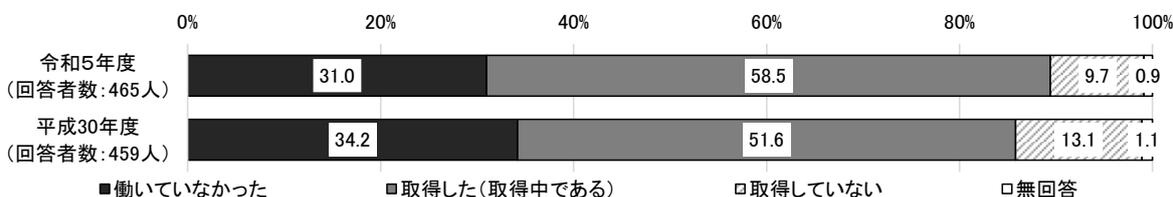
◆仕事と子育てを両立する上での課題(就学前と小学生の比較)



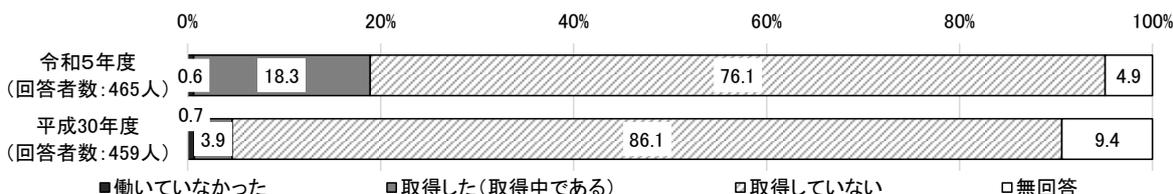
5 育児休業について

育児休業の取得状況について、父親・母親ともに育児休業を取得した割合は増加していますが、父親と母親を比較すると、父親の育児休業取得率は依然として低い状況です。

◆母親の育児休業取得状況(就学前)

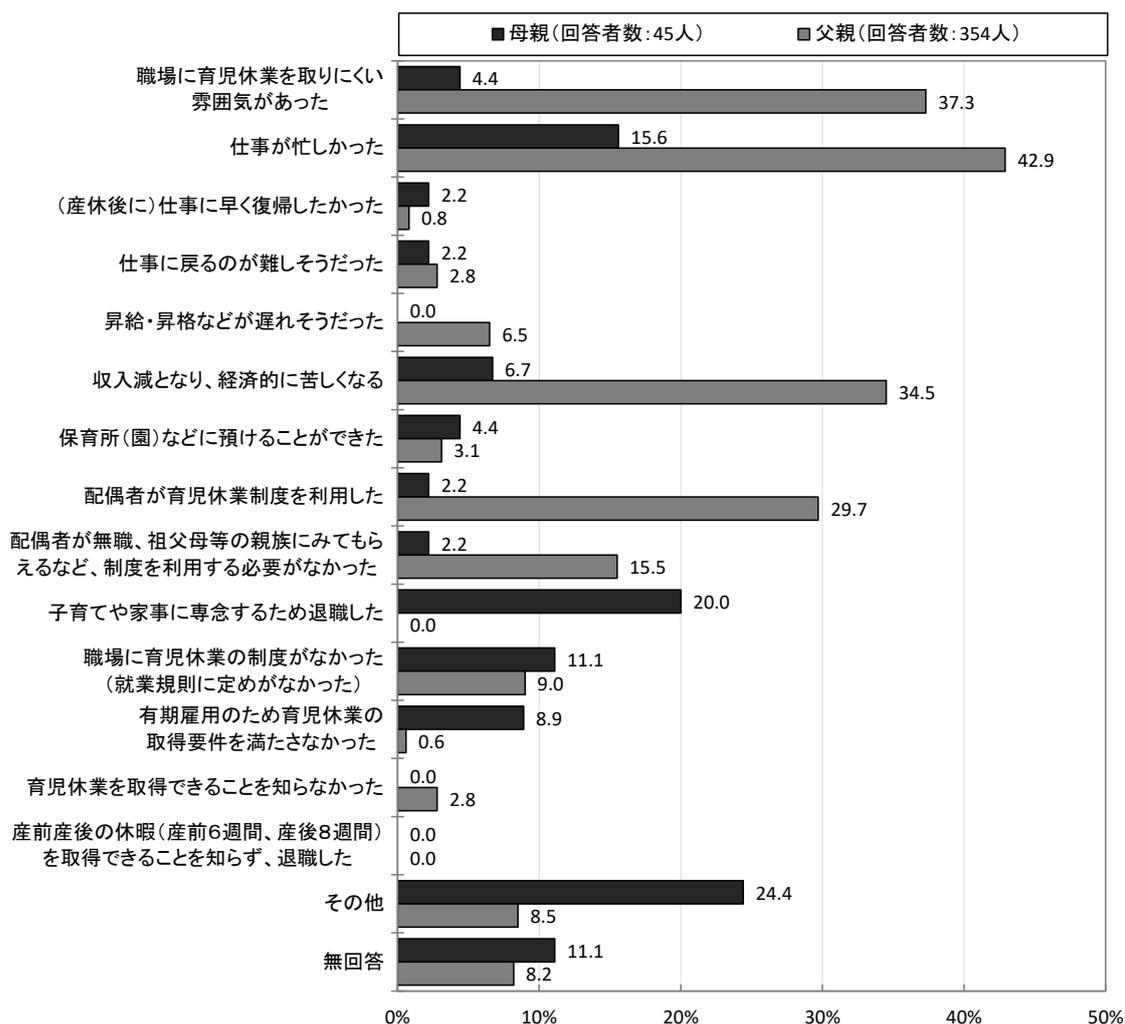


◆父親の育児休業取得状況(就学前)



父親が育児休業を取得しなかった理由として、職場の環境に関することや経済的な事情の割合が高くなっています。育休の取得促進のためには、就業先への意識啓発や、育児休業給付の周知等が求められます。2025年以降には育児休業給付の給付率引き上げも予定されており、こうした制度の活用について周知していくことが重要です。

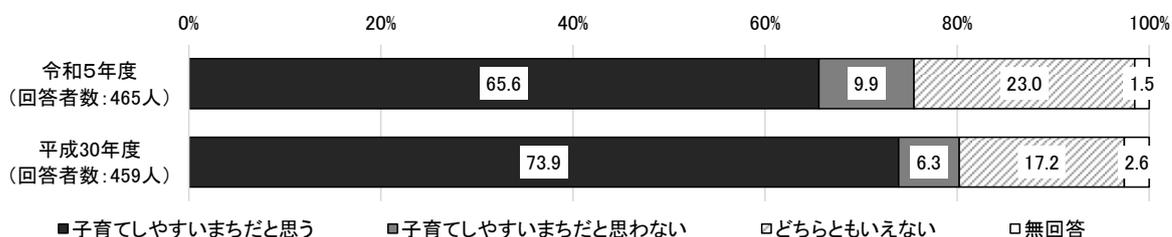
◆育児休業を取得しない理由(就学前)



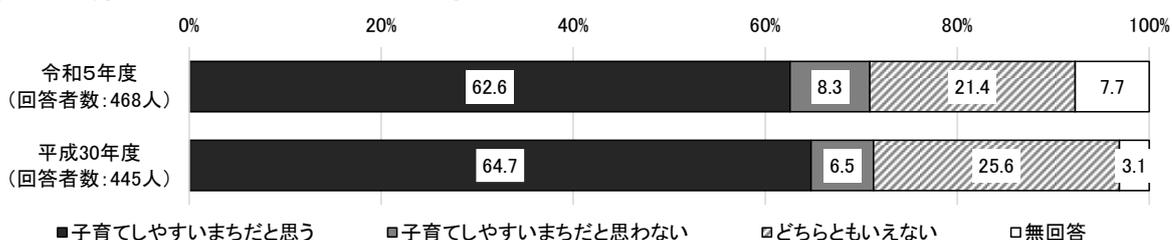
6 子育てのしやすさについて

子育てのしやすさについて、「子育てしやすいまちだと思う」の割合は小学生では大きな変化はみられませんが、就学前では減少しています。

◆早島町は子育てしやすいまちだと思うか(就学前)

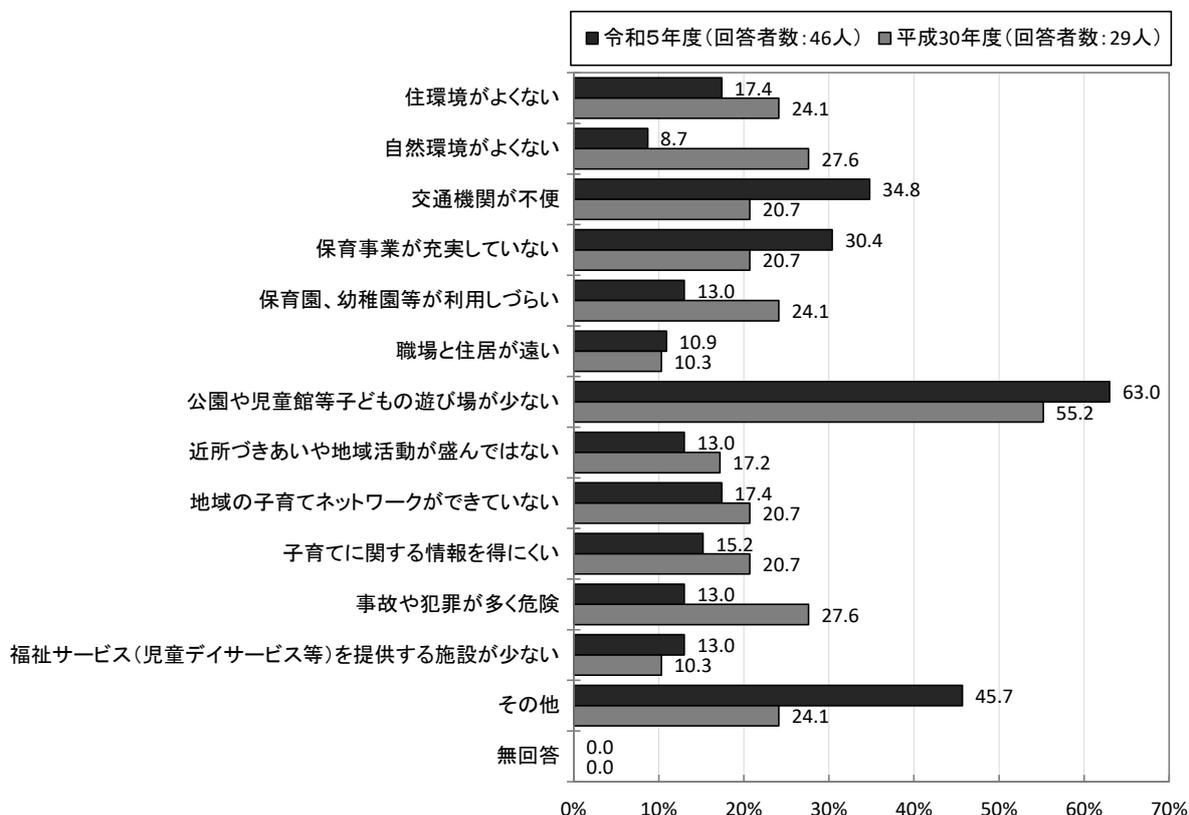


◆早島町は子育てしやすいまちだと思うか(小学生)



子育てしやすいと思わない理由について、就学前調査を経年比較すると、「交通機関が不便」「保育事業が充実していない」「公園や児童館等子どもの遊び場が少ない」「その他」の割合が特に増加しています。「その他」の内容については、道の狭さや用水路など道路環境に関する要望が多くなっており、サービスの充実とともに、道路や遊び場などハード面についても改善が求められます。

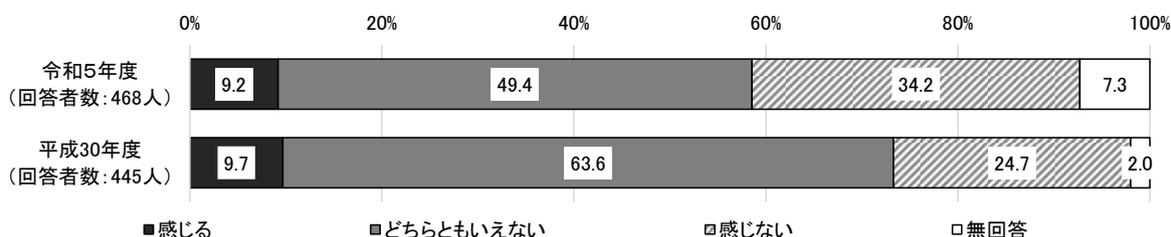
◆子育てしやすいまちだと思わない理由(就学前)



7 地域ぐるみでの子育てについて

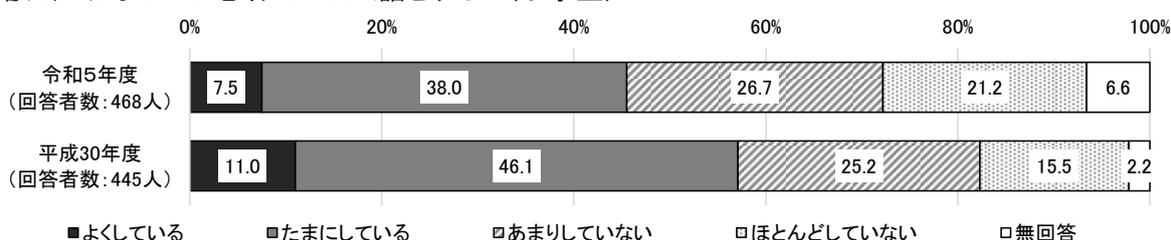
子どもの外出についての安全対策や見守り体制について、整っていると「感じない」割合が前回と比較して高くなっています。

◆子どもの外出について安全対策や見守り体制が整っていると感じるか(小学生)



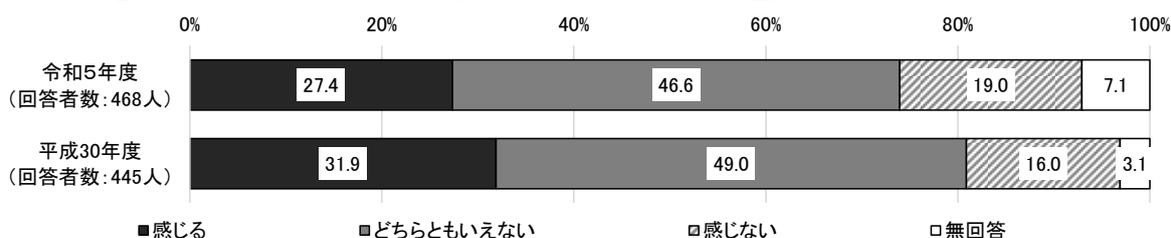
子どもと地域住民の関わりについても、地域の人と話を「あまりしていない」「ほとんどしていない」を合わせた割合が前回と比較して増加しています。

◆該当のお子さんは地域の人とよく話をするか(小学生)



子育て世帯と地域との関わりについて、地域の人に支えられて子育てをしていると「感じる」の割合が前回と比較して減少していることから、地域の人と子育て世帯が関わる機会が減少し、子育て世帯にとって、家庭での子育てに限界を感じても、容易に地域の助けを得られない状況がうかがえます。

◆あなたは地域の人に支えられて子育てをしていると感じるか(小学生)



10 数値目標評価一覧

第2期早島町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとの評価指標の達成状況は以下の通りです。計画の評価指標については、第2期早島町子ども・子育て支援事業計画策定時の値と令和5年度の現状値を比較し、以下の基準により判定を行いました。

評価	基準
○	達成
△	変化なし（経年の変化が小さく、回答者数の変化による誤差の範囲と思われる場合）
×	未達成
—	指標または把握方法が設定時と異なるため評価が困難

評価指標		H30年度 当初値	R5年度 現状値	R6年度 目標値	評価
子育て世代包括支援センターについて知っている保護者の割合	就学前児童保護者	26.2%	40.0%	増やす	○
	就学児童保護者	29.2%	38.3%	増やす	○
認可保育所待機児童数		8人	0人	0人	○
学童保育（放課後児童クラブ「城山学級」）の待機児童数		0人	0人	0人	○
育児のことを気軽に話せる人がいる保護者の割合	就学前児童保護者	94.3%	83.9%	増やす	×
	就学児童保護者	88.3%	78.4%	増やす	×
配偶者（家族）の育児協力を満足している保護者の割合	就学前児童保護者	51.2%	58.5%	増やす	○
育児休業制度を利用したことがある就学前児童の保護者の割合	父親	3.9%	18.3%	増やす	○
	母親	51.6%	58.5%	増やす	○
放課後児童クラブと放課後こども教室の一体型の箇所数		1か所	1か所	1か所	○
地域の人に支えられて子育てをしていると感じる保護者の割合	就学児童保護者	31.9%	27.4%	増やす	×
子どもを虐待していると思ったことのある保護者の割合	就学前児童保護者	28.3%	31.0%	減らす	×
	就学児童保護者	29.9%	28.6%	減らす	○
子育てしやすいまちだと思える保護者の割合	就学前児童保護者	73.9%	65.6%	増やす	×
	就学児童保護者	64.7%	62.6%	増やす	×

11 早島町の子どもと家庭を取り巻く課題

本町の子どもや子育てを取り巻く課題を、早島町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち

●共働き世帯の増加に伴う保育ニーズへの対応

本町では、子育てをしている共働き世帯の増加に伴い、幼稚園児数は減少しているものの、保育所児数は増加しています。近年は、保育所では定員数を利用児童数が上回っており、ニーズに対応した受け入れ体制の充実を図ることが必要です。

待機児童については、本町では令和6年4月1日時点では待機児童数は0人となっていますが、年度途中で保育所を利用したい場合は入所が難しくなっています。こうした課題に柔軟に対応できるよう、多様な保育サービスの充実に取り組む必要があります。

●多様な子育て支援事業の提供体制の充実

アンケート調査結果から、病児・病後児保育については4割程度の利用希望がみられました。令和8年度から実施予定のこども誰でも通園制度については、利用希望は5割程度となっており、従来保育所等の利用対象外であった専業主婦等のいる家庭においても5割程度が利用を希望しており、実施体制の整備に取り組む必要があります。

●放課後児童クラブにおける支援体制の充実

共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブを利用する児童の割合は増加傾向にあります。当面同様の傾向が続くと見込まれており、人材の確保・育成など、受け入れ体制の充実が求められます。



基本目標2 親が安心して子どもを生き育て、家庭の育てる力を支えるまち

●子育てに関する不安・負担の解消

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれて、子育ての不安や負担を家庭の中で抱え込みやすい状況となっています。

アンケート調査では、子育ての悩みや不安として、就学前では「子どもの発育や健康」、小学生では「子どものしつけや教育」の割合が高くなっており、子どもと保護者双方に対して成長段階に応じた支援が行えるよう、環境整備が求められます。

また、就学前では「子育てと仕事の両立」「育児疲れ」「子どもを連れての外出の不便さ」などの割合が高いことから、親の負担が大きいことがうかがえます。妊娠・出産・子育ての不安解消に向けては、子育てに関する相談に対応し、支援を行う「こども家庭センター」の周知・啓発に取り組むことが重要です。

●仕事と家庭の両立支援

統計資料及びアンケート調査から、本町では働きながら子育てをする母親が増加していることがうかがえます。近年は、両立支援として育児休業の取得促進が進められていますが、男性の育児休業取得率が低いことが全国的に課題となっています。アンケート調査では、育児休業取得率は母親・父親ともに増加していますが、父親の取得率は母親と比較すると依然として低い状況にあり、本町においても同様の傾向となっています。

育児休業を取得しない理由として、父親の理由では職場の環境や休業中の収入減などの割合が高くなっており、職場における理解促進とともに、産後パパ育休や育児休業給付の給付率引き上げといった制度の活用について周知・啓発を行うことが重要です。

基本目標3 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち

●地域ぐるみの子育ての推進

全国的に核家族化が進む中、本町においても核家族化が進み、18歳未満の子どものいる世帯では8割以上、6歳未満の子どものいる世帯では9割以上が核家族世帯となっています。核家族世帯では、そうでない世帯と比較して祖父母等の協力を得にくく、家庭内の負担が大きくなりやすいと考えられます。

一方でアンケート調査では、子どもが地域の住民と話をする割合、地域に支えられて子育てをしていると感じる割合は減少しています。地域住民と子育て世帯が関わる機会が減少し、地域に頼ることができなくなっている状況がうかがえるため、地域での交流機会の創出等により、子育て世帯と地域の関わりを強化することが必要です。

基本目標4 すべての子どもの健やかな成長を守るまち

●虐待の未然防止に向けた取り組みの推進

本町の児童虐待件数及び要保護児童数は増加傾向で推移しています。就学前児童保護者調査では子どもを虐待していると思ったことのある保護者の割合が増加しており、未然防止及び早期発見・早期対応が求められます。

虐待の原因は様々ですが、子育ての不安や負担を抱え込んだ結果として、虐待につながる場合もあります。児童虐待予防の広報・啓発の充実や早島町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、虐待が発生した際に通告から支援まで速やかに行える体制をつくることが重要です。また、支援が必要と思われる家庭に対しては、子育てや子どもへの関わり方を学ぶ機会等の提供や保護者の孤立防止などにより、虐待を未然に防ぐことが必要です。

●支援を必要とする子どもへの対応

近年は、子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題の顕在化が進んでいます。また、発達障がい等による特別な支援が必要な子どもが全国的に増加しており、福祉分野等とも連携してきめ細かな支援を行うことが重要です。

ひとり親世帯については、本町では特に母子世帯が増加傾向となっています。母子世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっており、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、子ども子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

●こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援の推進

本町では、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置し、保護者や児童からの相談に対応しています。保健師等が中心となって行う各種支援（母子保健機能）と、子どもに関する相談支援（児童福祉機能）を一体的に提供することで、妊娠期から個々の不安や心配に寄り添う支援を行うなど、産後から子育て期の継続的相談支援また虐待防止体制の充実が求められます。また、配偶者も含め、面談等により情報提供や相談等を行うことができる体制の充実が求められます。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「第2期すくすく早島子ども・子育て応援プラン」の「次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできるまち 早島」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、これからの早島町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に希望のもてるまちを目指します。

【基本理念】

次代を担うすべての子どもたちが
心身ともに健やかに育つことのできるまち
早島



2 基本目標

基本目標Ⅰ 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもの健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ 親が安心して子どもを生き育て、家庭の育てる力を支えるまち

安心して子育てをするため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

また、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

さらに、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

基本目標Ⅲ 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち

様々な子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めます。

また、相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

基本目標Ⅳ すべての子どもの健やかな成長を守るまち

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、支援が必要な子ども・若者や保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

3 計画の体系

【基本理念】

次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つことのできるまち 早島

【基本目標】

【目標達成のために必要な条件】

I 一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち	(1) 子どもの健康づくり
	(2) 教育・保育の充実
	(3) 子育て支援事業の充実
	(4) 教育の質の向上
	(5) 次代の親の育成
II 親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち	(1) 安心して出産できる環境づくり
	(2) 相談・情報提供体制の充実
	(3) 家族で協力した子育ての推進
	(4) 子育てと仕事の両立
	(5) 子育てに関する経済的負担の軽減
III 地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち	(1) 子どもの居場所づくり
	(2) 地域とともにある学校づくり
	(3) 子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備
	(4) 子育て支援ネットワークづくり
IV すべての子どもの健やかな成長を守るまち	(1) 虐待、いじめ、ヤングケアラー等の課題への対応
	(2) 障がい児等に対する支援の充実
	(3) ひとり親家庭への自立支援の充実

第4章 施策の展開

基本目標 I

一人ひとりの子どもが心豊かに育つことのできるまち

施策の方向 I —(1) 子どもの健康づくり

保護者への相談や指導を実施するとともに、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、母子の健康が確保されるように、母子保健事業を充実させ、食育の推進や、歯と口腔の健康づくりなど、子育て家庭が健やかに過ごせる環境づくりをすすめます。また、各種健康診査の実施によって、疾病や成長過程など健康状態を把握して子どもたちの健康保持・増進に努めるとともに、家庭内での事故防止のために、保護者の注意を促し、心肺蘇生法や救急法等について、知識の普及啓発を図ります。

① 乳幼児健康診査の充実

【現状・課題】

- 乳幼児健康診査は、心身の異常の早期発見や育児不安の軽減を目的として実施しており、必要に応じて訪問等の事後フォローを行っています。
- 集団の乳児健康診査は4か月、9か月児を対象に月1回実施しています。個別の案内、未受診者への受診勧奨をすることによって、全数把握を行っています。
- 町外からの転入があった際には、母子保健事業等に関する情報提供を行っています。転入手続きは主に町民課や健康福祉課で行うため、関係課との連携強化が重要です。
- 1歳6か月児健康診査は1歳6～8か月児を対象に、3歳児健康診査は3歳6～8か月児を対象に、年4回集団で実施しています。健康診査では、心理相談や保健指導、栄養・歯科保健指導も実施しています。
- 乳幼児健康診査において、発達に課題のある児童や、育児負担感の強い保護者が増加傾向であるため、集団健康診査の充実と個別の継続支援が重要です。

【施策の方向性】

乳幼児の月齢に応じた成長・発達等を、保護者とともに確認し、異常の早期発見・早期治療に結びつけ、子どもの健全な発育を図るため、乳幼児健康診査の拡充について検討、充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○乳幼児健康診査では乳児家庭全戸訪問等での紹介と対象者への個別通知、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では対象者への個別通知を継続して実施し、受診率の向上を図ります。 子どものすこやかな成長を促し、保護者の育児不安等の軽減を図るため、定期的に子どもの成長発達について確認し、保護者が相談できる機会の確保に努めます。	こども未来課
○乳幼児健康診査の未受診者に対して引き続き個別に受診勧奨を行うとともに、園での様子観察や面接・訪問等により、孤立や支援の必要な家庭や乳幼児を見逃さないようすべての子どもの状態把握に努めます。	こども未来課
○問診によって、保護者の育児に対する不安や負担を把握するとともに、発育・発達面でフォローが必要な子どもについて、継続的な支援を実施します。また、必要に応じて親子教室や専門医の相談、巡回相談等の事業へつなげます。	こども未来課

② 歯の健康づくりの充実

【現状・課題】

- 乳幼児期からの歯の健康に関する周知や情報提供を行う必要があります。
- むし歯が多い子どもに継続的に関わるなど、個別支援をさらに充実させていく必要があります。
- 妊婦歯科健診は無料化により受診者は増えたものの対象者全体の3割にとどまっているため、今後も歯科健診を受けることの重要性を呼びかけていく必要があります。また、令和6年度から、妊婦のパートナー歯科健診を開始しています。
- 虫歯予防教室（わんぱく広場）の参加者が少ないことを受けて、令和6年度から2歳児歯科健診を開始しています。歯科健診や個別の歯科指導を行うとともに、希望者にはフッ素塗布を行うなど、歯の健康づくりの啓発を行います。

【施策の方向性】

生活習慣病としてのむし歯や歯周病の予防のため、親子ともに生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○保育相談、乳幼児健康診査、ベビママサロン(育児学級)等を通じて月齢、年齢に応じた歯磨きの仕方やむし歯予防につながる食生活についての情報提供を行い、歯の健康づくりやかかりつけ歯科を持つこと等について啓発を行います。	こども未来課
○保育相談、乳幼児健康診査の機会を通じて、食生活やおやつの食べ方等についての知識の普及を図ります。	こども未来課
○むし歯が多い子どもについては、乳幼児健康診査において歯科の受診状況の確認や、必要に応じて個別の歯科指導を実施します。	こども未来課
○2歳6～8か月児を対象に2歳児歯科健診を行います。歯科診察や個別の歯科指導、フッ素塗布(希望者)と併せて、栄養相談や育児相談、発達相談を行います。	こども未来課
○妊娠届出をした妊婦のパートナーに対して、歯科健診の受診を促すための支援を実施します。	健康福祉課

③ 予防接種の推進

【現状・課題】

- 定期予防接種を無料で実施しているほか、乳児家庭全戸訪問時にはスムーズに接種を開始できるよう勧奨を行っています。
- 乳幼児健康診査時に、母子健康手帳で予防接種の受診状況について確認し、未接種者には勧奨を行うとともに、予防接種台帳を作成しています。また、毎月の広報紙や健康診査等母子保健事業を通じて接種状況の確認・勧奨を行っています。
- 麻しん・風しん混合等接種期間の短い予防接種については、毎月未接種者を把握し、個別通知等勧奨を行っています。
- 就学後に接種する日本脳炎や二種混合等については、小学校・中学校等を通じてチラシを配布し勧奨を行っています。

【施策の方向性】

子どもの疾病予防のため、予防接種に対する理解が得られるよう周知を図るとともに、未接種者への勧奨を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○予防接種を開始する月齢までに乳児家庭全戸訪問を行い、予防接種の案内をします。さらに必要に応じて対象者に個別通知を行い、予防接種台帳を作成して未接種者への勧奨を実施します。	健康福祉課 こども未来課
○町が実施する定期予防接種以外の新たな予防接種については、国の動向や近隣の市町村の状況をみながら導入を検討します。	健康福祉課

④ 母子保健事業における生活習慣病予防の啓発

【現状・課題】

- 乳幼児健康診査やベビママサロン等の母子保健事業を通じて、子どもの健康なからだづくりのための保健指導・栄養指導・歯科指導を行っています。
- 保育相談等母子保健事業を通して、保護者も含め子どもの生活習慣病を予防する意識啓発を行っています。
- 生活習慣の多様化に伴い、個別相談では個々のライフスタイルに合わせた指導を行っています。

【施策の方向性】

子どもは基本的な生活習慣の形成と完成の時期でもあり家庭や地域、学校等地域全体で子どもの健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○乳幼児の生活リズムを整えるため、保護者の生活習慣にも目を向けて指導を行います。	こども未来課
○乳幼児期からの望ましい生活習慣を確立していくために、子どもを取り巻く環境を整えるよう家庭や園、学校等地域全体に向けて、啓発を行います。	こども未来課

⑤ 食育の推進

【現状・課題】

- 母親とその子どもの健康を守るため、妊婦や子どもの栄養・食生活について、母子保健事業や広報紙等を通じて正しい知識の普及啓発を行っています。
 - 子どもたちが健康的な食習慣を身につけるため、母子保健事業等を通じて、保護者への食育を推進しています。
 - 親子の中には、バランスが偏った食生活を送っていたり、食事作りや離乳食作りに負担・困り感を感じたりしている場合があります。また、乳幼児期では、噛むことが苦手な子どもも増えています。さらに学童・思春期では、朝食欠食や好き嫌いのある子どもが多くなっています。
- 将来を見据えた健康的で豊かな食習慣を身につけるため、地域、学校、行政等の関係団体それぞれが食育の取り組みを充実させる必要があります。

【施策の方向性】

家庭・地域社会全体で食育活動を推進します。また、関係機関が連携し、食に関する正しい知識の普及を行うとともに、情報提供の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○妊娠中から乳幼児期にかけて、栄養に関する知識と実践力を身につけ望ましい食習慣を確立するため、栄養委員と連携して啓発活動を充実させます。	健康福祉課
○地元の食材を積極的に学校給食に使用するとともに、見学や収穫体験、授業等での交流を通じて、食べ物の大切さ、地元の生産者への感謝の気持ちを育みます。	学校教育課
○乳幼児健康診査や保育相談等を通じて家庭での食事の状況について把握し、子どもの月齢や家庭の食生活に応じたアドバイスを行います。また、食に関する啓発物の展示等によって広く啓発を進めていきます。	こども未来課
○学童期、思春期の朝食欠食防止のため、授業や学級活動、委員会活動等で普及啓発活動に取り組み、家庭と地域が連携・協力して朝食欠食防止を推進します。	健康福祉課 学校教育課
○児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、学校給食の献立内容を充実させます。また、授業や学級活動、給食時間等を活用し、学校、家庭、地域等が連携・協力して食育の取り組みを推進します。	学校教育課
○栄養委員などの地域ボランティアが協働して、地域一体となった食育活動の推進を図ります。	健康福祉課

⑥ 健康教育の充実

【現状・課題】

- 世界禁煙デーに合わせ、愛育委員と連携し学生や働き世代に向けて喫煙防止の啓発活動を行っています。
- 栄養委員と連携し、規則正しい食事の重要性の啓発や調理する能力を養う取り組みを実施しています。また、幼稚園・保育所ではむし歯予防の啓発に取り組んでいます。
- 子どもたち一人ひとりが喫煙をしない、飲酒をしない、人にすすめないというしっかりとした自分の意志を持つことが必要です。
- 子どもの健やかな成長発達のため、睡眠時間の確保や規則正しい生活習慣の確立が必要です。
- 園や学校と連携し、就園・就学児への健康づくりに関する啓発を行う必要があります。

【施策の方向性】

子どもの健やかな成長発達のため、睡眠時間の確保など規則正しい生活習慣の確立に向けて、園・学校、地域での取り組みを推進します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○幼稚園・保育所において、引き続き健康の維持と病気の予防に取り組みます。	学校教育課 こども未来課
○喫煙・受動喫煙・飲酒の害や薬害についての啓発を地域の愛育委員と協働して行います。啓発を受けた者からさらに知識が広がるよう、内容を検討していきます。 また、子どもが自ら健康を維持することの重要性を認識できるよう、栄養委員と連携し、子どもの食生活に関する啓発を行います。	健康福祉課
○地域や学校と連携して、規則正しい生活リズムを定着させる取り組みを推進します。	学校教育課

⑦ スポーツ環境の充実

【現状・課題】

- 幼稚園と保育所が連携し、子どもの体力向上に向けた取り組みを実施しています。運動の習慣化の状況と効果に向けて、今後はさらなる検証が求められます。
- 子どもが地域の中で活動できるよう、総合型地域クラブ等について検討、充実を図ります。

【施策の方向性】

子どもが自発的に運動する習慣が身につくよう、園・学校、地域における様々な運動やスポーツの機会を充実させます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○幼稚園や保育所において、体を動かす楽しさを子どもたちが感じることができるよう、引き続き外遊びやスポーツに取り組めるよう促します。また、保護者とも協力しながら習慣化に取り組みます。	こども未来課 学校教育課
○幼稚園において、スポーツに親しむ場を今後も提供していきます。中学校部活動において外部指導者の活用を行い、運動部活動の充実を図ります。	学校教育課
○地域クラブ活動等の充実を図り、子どもが校外でもスポーツに取り組める機会を広げます。	生涯学習課

⑧ 事故・病気に対する知識の普及

【現状・課題】

- 子どもの事故や病気に関する情報提供を行い、心肺蘇生法や救急法等についても広報紙や講習会等を通じて知識の普及を図る必要があります。
- 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の際に、子どもの事故防止について知識の普及、小児救急医療電話相談（＃8000）やかかりつけ医を持つことの必要性について、啓発を行っています。さらなる啓発のため、関係機関や団体等との連携強化が必要です。

【施策の方向性】

子どもの事故や病気に関する知識の普及を図るため、啓発活動や情報提供を充実するとともに、心肺蘇生法や救急法等の講習会等を実施します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○心肺蘇生法・救急法等、発達段階に応じた子どもの事故防止や病気に対する知識や対処法について、小児救急医療電話相談（#8000）等、保護者が理解し、行動できるよう、母子保健事業等において周知を図ります。 また、季節によって起こりやすい感染症や熱中症等の予防についても呼びかけていきます。	こども未来課
○幼稚園・保育所と連携した健康教育により、事故防止への意識向上に取り組めます。	学校教育課 こども未来課
○乳児家庭全戸訪問において、小児救急医療電話相談（#8000）や救急医療について情報提供を行い、保護者が適切に対応できるよう支援します。	こども未来課

⑨ 小児救急医療体制の整備

【現状・課題】

- 休日・夜間の当番医については、都窪医師会や周辺地域の医療機関で受診できる体制となっています。また、一部の医療機関では休日・夜間に小児科医の診察を受けることができます。
- 転入者など、かかりつけ医を決めていない家庭が見受けられます。

【施策の方向性】

かかりつけ医を決めるなど保護者が専門家へ相談でき、安心して過ごせるよう啓発を行っていきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○乳幼児健康診査等にて、かかりつけ医の有無を把握します。 また、かかりつけ医がない場合は、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発を行います。	こども未来課

施策の方向 I —(2) 教育・保育の充実

一人ひとりの子どもの発達段階に応じた、保護者が安心して利用することができる質の高い教育・保育事業の充実が求められています。また、共働き世帯の増加により、保育ニーズが増加しているとともに、働き方に応じた多様な保育サービスが必要となっています。認可保育所の待機児童が発生しないよう、計画的に受け入れ体制の確保に努めます。

① 教育・保育の提供体制の充実

【現状・課題】

- 早島町内に、町立の幼稚園が1園、認可保育所が4園あります。令和6年4月時点で待機児童は解消されています。
- 他市町村との広域利用や事業所内保育など地域型保育施設の利用等、子育て家庭の希望に応じた利用ができるように調整を行います。

【施策の方向性】

教育・保育ニーズに応じた、事業を展開していきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○保育ニーズの動向に注視しながら、受け入れ体制の確保に努めます。	こども未来課
○保育士等への助成金の支給や保育士確保にかかる補助金の支給等を行い、保育士の確保に努めます。	こども未来課
○保育事業の運営については民間を活用し、幼稚園・保育所において、質の高い教育・保育が提供されるよう環境の充実に努めます。	学校教育課 こども未来課
○地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）等との連携を図り、今後も子育て家庭の保育ニーズに応じた利用ができるように調整を行います。	こども未来課
○教育・保育事業の広域利用については、他市町村と連携を図り、今後も子育て家庭の教育・保育ニーズに応じた利用ができるように調整を行います。	学校教育課 こども未来課
○保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて体制を整備します。	こども未来課



② 教育・保育の内容の充実

【現状・課題】

- 子どもの預かり時間が長くなっているため、保育士の研修へ参加することが難しくなっています。
- 幼稚園での研修等により教諭の指導力を向上させる一方、保護者と共に学ぶ機会を作ることで、家庭と園が連携して子どもたちが成長できる環境の充実を目指しています。幼稚園への入園希望は減少傾向にあるため、地域に向けて幼稚園の取り組みを発信していく必要があります。
- 共働き世帯の増加等により長時間の保育のニーズが高まっていると考えられ、保護者のニーズへ対応するため、質の向上が求められます。

【施策の方向性】

教諭・保育士の研修時間を確保し、子どもの発達段階に応じた教育・保育の質の向上を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質の向上を図るため、保育士・教諭を対象とした知識・技術の専門性を高める研修への参加促進及び研修内容の充実に取り組みます。	学校教育課 こども未来課
○地域や保護者から求められている教育・保育の提供のために、教育・保育内容の見直しや改善を図り、より良い教育・保育の提供に努めます。	学校教育課 こども未来課

施策の方向 I —(3) 子育て支援事業の充実

子育て家庭を取り巻く環境が変化しているため、子育て家庭の生活実態や意向を踏まえて必要に応じた子育て支援サービスを提供する必要があります。共働き世帯だけでなく、家庭で子育てをしている保護者も積極的に利用することのできる事業を行います。また、多様な支援ニーズに対応した、サービスの充実に努めます。

① 利用者支援窓口の充実

【現状・課題】

- 子育てコンシェルジュが窓口で相談に応じ、心身の発育に不安を抱く親子には早い段階で保健師と連携をとるほか、子育て支援事業等の情報提供に努めています。
- 児童館や子育て支援センターを利用する親子の相談に対応するとどまらず、乳幼児健康診査や育児学級などの機会を利用して支援活動を展開しています。

【施策の方向性】

子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような身近な場所で情報提供を行います。また、必要に応じて相談・助言や、関係機関との連絡調整等を実施します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○利用者支援窓口で専門員を配置しており、子育て中の保護者が子育て支援事業を気軽に利用できるように引き続き情報提供を行います。	こども未来課
○子育て家庭の相談を受け、その家庭にあった子育て支援事業を案内します。また、母子保健事業や関係機関との連絡調整を行い、連携の体制づくりを行います。	こども未来課
○地域で必要な子育ての課題の把握に努めます。	こども未来課
○子育て支援事業についてのパンフレットを有効活用します。	こども未来課

② 地域子育て支援拠点事業の充実

【現状・課題】

- 子育て支援拠点において、親子を対象とした行事や子育てに関する相談や援助、講習を実施しています。
- アンケート調査では、「子育て支援センター」の認知度は約8割、利用したことのある割合は約5割となっています。利用を希望する人が利用しやすいよう、より一層の周知や利用しやすい環境づくり等が重要です。

【施策の方向性】

子育てに関する情報提供を行うとともに、親子を対象とした行事への参加を呼びかけ、参加者同士の交流を図り、楽しく子育てができる環境を提供します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子育て支援事業について分かりやすく情報提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	こども未来課
○子育て支援拠点事業について広く周知し、親子の利用促進を図ります。	こども未来課

③ 一時預かり事業の充実

【現状・課題】

- 早島保育園、かんだ保育園において、就学前の子どもの一時預かりを行っています。
- 早島幼稚園において、在園児を対象に教育時間前後等の一時預かりを行っています。
- 子育て家庭の保育ニーズに柔軟に対応できるよう実施しています。

【施策の方向性】

緊急時や一時的な利用等、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所での一時預かり事業を継続して実施します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○利用者のニーズに応じられるよう、引き続き受け入れ体制の確保に取り組みます。	こども未来課

④ 乳児家庭全戸訪問事業の充実

【現状・課題】

- 乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを傾聴し、安心して子育てができるよう適切な情報提供を行うとともに、養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行っています。訪問が難しい場合は、来庁での面談を実施し、全数把握に努めています。
- 虐待や産後うつを予防するため、妊娠中からの切れ目のない関係づくりに取り組み、家庭環境を把握しています。リスクが高い妊婦には早期から関わり、育児不安やストレス軽減を図っています。

【施策の方向性】

育児不安やストレスを軽減し、保護者が安心して楽しく子育てができるよう、早期の訪問を通して支援していきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○引き続き乳児家庭の全数把握に努め、早期から関わることで保護者が孤立することなく、安心して子育てができるように努めます。また、必要に応じて様々な母子保健事業・子育て支援事業につなげることで、保護者が孤立することなく楽しく子育てができるように支援します。	こども未来課

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の充実

【現状・課題】

- 養育支援訪問事業では、母子保健事業等を通じて把握した、特に支援を必要とする妊婦や親子に対し、相談や支援を行っています。
- 支援を必要とする妊婦や親子が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時や妊娠中から切れ目のない支援を行っています。
- 令和6年度から、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援等を行うこども家庭センターを設置しており、保健師等専門職による子育てに関する相談対応や情報提供に取り組んでいます。

【施策の方向性】

母子健康手帳交付時の妊婦面接等を通じて、養育支援を必要とする親子や妊婦を早期に把握し、適切な支援につないでいきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○母子保健事業等で特に支援が必要とされる妊婦や親子に対して、相談や支援を行い、孤立することなく、安心して出産・子育てできるように、切れ目のない支援を継続して行います。	こども未来課
○養育支援が必要と認められる妊婦や親子に対して、養育支援訪問が実施できるよう、医療機関等とも連携し、対象者の把握に努めます。	こども未来課
○こども家庭センターを中心に、子育てに困難を抱える世帯への支援や、虐待の予防及び早期発見に取り組めます。	こども未来課

⑥ 早島ふれあい・サポート・センター（ファミリー・サポート・センター）の充実

【現状・課題】

- 会員登録が増えるよう、利用しやすい環境づくりやより広い周知を行う必要があります。

【施策の方向性】

急な援助希望や長期・固定的な援助に対応できるようおまかせ会員の登録増員とともに、研修等の実施によりおまかせ会員の専門性の向上を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○委託事業者と連携を図り、事業の趣旨・内容についてPRに努めます。	こども未来課
○会員同士の交流の場を設けられるよう、委託事業者と調整を行います。	こども未来課
○小学6年生までが対象となるよう、委託事業者と調整を行います。	こども未来課
○委託事業者と連携を図り、おまかせ会員の募集についてPRに努めます。	こども未来課

⑦ 子育て短期支援事業の充実

【現状・課題】

- 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、一定期間養育・保護を行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を2施設で行っています。
- 養育環境に課題がある親子が入所できる施設の確保が必要です。

【施策の方向性】

保護者の疾病等で夜間の保育や宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童を児童養護施設等で安全に受け入れられるように支援します。また、養育環境に課題がある親子が一定期間児童養護施設等に入所できるように事業拡大の検討を行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○今後も保護者の疾病等で夜間の保育や宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童を把握し、児童相談所と連携して児童養護施設等で安全に受け入れができるよう支援します。 養育環境に課題がある親子が一定期間児童養護施設等に入所できるよう、事業拡大を検討します。	こども未来課

⑧ 延長保育事業（時間外保育事業）の充実

【現状・課題】

- 共働き世帯が安心して預けることができるよう引き続き町内全ての保育所で延長保育事業を実施していく必要があります。
- 保育時間が長くなっており、子育て家庭への配慮に向けた企業への働きかけや、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換に向けた子育て家庭への啓発を行う必要があります。

【施策の方向性】

子育て家庭の支援のため、継続して延長保育事業を実施します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○保護者の就労形態の多様化に応じて、働きながら安心して子育てできるように、引き続き延長保育事業を実施します。	こども未来課

⑨ 放課後児童クラブ「城山学級」(学童保育)の充実

【現状・課題】

- 共働き世帯の増加によって放課後児童クラブの利用ニーズが高まっており、今後の動向に注意する必要があります。
- 学校の長期休暇中は、長時間開所を引き続き行う必要があります。
- 職員の離職や応募が少ないこと等により、職員の確保が難しくなっています。
- 発達障がいを含めた障がいのある児童への対応など、職員の専門的な知識や経験が求められています。

【施策の方向性】

学童保育の利用者ニーズを把握し、利用児童数に応じた受け入れ体制の整備に努めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○利用児童数に応じた職員の確保などの体制充実に努めます。	こども未来課
○長期休暇等においても長時間開所を実施し、共働き世帯のニーズに応えられるよう努めます。	こども未来課

⑩ 病児・病後児保育事業の充実

【現状・課題】

- 「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書」を締結しているため、協定に参加している施設については利用できるようになっています。
- 町内に病児・病後児保育を実施している機関がないため、保護者のニーズを把握し、施設の情報提供を行うことが求められます。
- 子どもが病気の際、家庭で看病できるように企業へ働きかけていく必要があります。

【施策の方向性】

病児・病後児保育事業のニーズを把握し、関連機関と連携し、近隣市町の実施施設でも利用ができるように引き続き体制の整備を行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○引き続き、「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書」に基づき事業を実施できるよう、関連機関や近隣市町との連携を図ります。	こども未来課

⑪ 妊婦健康診査の促進

【現状・課題】

- 妊娠届出時に母子健康手帳と母子保健ガイドを交付し、妊婦が健康診査を受け、安全安心に妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、健康診査費用の一部助成を行っています。
- 健康診査依頼票が有効に活用できるよう交付時に説明を行っています。

【施策の方向性】

妊婦健康診査の受診促進を図るとともに、妊婦面接を通して、支援を必要とする妊婦の状況把握に努めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○出産に対する不安を取り除くとともに、安全に出産できるよう、妊娠期から継続的に関わり、妊婦の定期的な健康診査の受診勧奨を行います。	こども未来課
○妊娠・出産・育児のリスクを抱える妊産婦について、妊娠届出時や妊婦訪問、面談等を通して、早期に把握し、必要時には医療機関等と連携ができる体制を構築します。	こども未来課

施策の方向 I —(4) 教育の質の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるように、基礎的、基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力が必要です。子どもが「確かな学力」「広い視野」「高い志」を持てるよう、家庭と学校・園の結びつき、それを支える地域とのつながりを強化します。

また、少子化や核家族化の進行によって児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施によって、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、小学校から中学校への接続を円滑化させます。同時に、保・幼・小・中に関係するものが一堂に会し、地域として大切にしていける取り組み内容を共通理解し、より健全な子ども育成を推進していきます。

① 学力向上プランの充実

【現状・課題】

- 家庭でのゲームやスマホの使用時間はやや減少しましたが、学習時間の確保にはつながっていません。
- 授業と家庭学習の連動を目指して、子どもや保護者に働きかけていく必要があります。学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小中学校において、引き続き授業改善に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

児童生徒の学力向上とともに、規則正しい生活リズムを身に付けるために支援を行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○児童生徒の学力調査結果から、学年の経年比較を分析し、教育指導の成果と課題を検証し、全教諭で改善策を徹底することで教育効果を高めます。	学校教育課

② 小・中一貫教育の実施

【現状・課題】

- 小・中の連携を強化し、一貫した取り組みを継続して進めていく必要があります。
- 一貫教育の充実に向けて、すべての教諭が同じ方向性を目指すことができるように、学校教育ビジョンを見直し、周知していくことが求められます。

【施策の方向性】

小・中学校の連携を強化し、一貫した教育に取り組みます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○幼・小・中学校一体となった学校運営協議会などの場において、学校教育に対して理解を深められるよう、学校の取り組みを発信し、学校における子どもの活動を支援するための地域住民主体の組織である「学校応援団」の拡大に努めます。	学校教育課

③ 保・幼・小・中の連携

【現状・課題】

- 学校教育ビジョンに基づき、保・幼・小・中の連携については継続して取り組んでいます。運動習慣、読書習慣、食習慣、睡眠習慣の4つの習慣の形成を保護者とともに目指し、子どもの健全な発育・発達に向けて取り組んでいきます。
- 幼児期における取り組みが特に大切であると考えられるため、幼稚園・保育所のより一層の連携強化を目指します。

【施策の方向性】

保・幼・小・中の連携を強化し、子ども一人ひとりに応じた学力・体力・人間力などを身につけるための支援を行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子どもたちの年齢に応じたふさわしい学力・体力・人間力などを身につけることを目的に、学校教育ビジョンに基づき、保・幼・小・中の連携を引き続き実施します。また、幼児期における取り組みについては特に重要であることから、幼稚園・保育所のより一層の連携に取り組めます。	学校教育課 こども未来課



④ 「はやしま学」の推進

【現状・課題】

- 「早島町学校教育ビジョン」の一環として、はやしま学協働本部において、学習支援ボランティアの協力によって、水曜日、金曜日の放課後は、小学校低学年を対象に、土曜日は小学生・中学生を対象に無料の学習塾を開催しています。
- 南北に2会場あった土曜はやしま塾を令和6年度から統合し、子どもたちが通いやすい町の中心部に新設しています。コロナ禍では大学生ボランティアが減少していましたが、大学側への呼びかけによって増加に転じつつあります。
- 今後も学習ボランティアの養成や指導内容の充実によって、個に応じた学習目標の設定や基礎・基本の定着、応用・読解力の向上を図ります。

【施策の方向性】

子どもたちの学力・人間力の向上に向け、「はやしま学」を推進します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
<p>○町の広報紙等ではやしま学の取り組みを発信し、地域ボランティアや大学生ボランティアの拡充を図り、学校外での持続可能な学びの場の確保を目指します。</p> <p>また、中学生対象のボランティアパスポートを活用し、ボランティア体験を通して社会貢献意識を高め、早島愛にあふれた早島っ子の育成に取り組めます。</p>	学校教育課

⑤ ICT活用の推進

【現状・課題】

- 子どもたちがICTを活用できるよう授業改善や環境・ルールの設定等が求められます。
- 校務DXや効率化を推進し、子どもと接する時間の確保や働き方改革の推進に取り組んでいます。

【施策の方向性】

教諭間でICT活用能力や知識の向上を図り、さらなる校務の効率化や教諭の資質向上に努めるとともに、子どもたちがICTを活用できるよう授業の質を高める工夫をしています。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
<p>○小中学校とも、デジタル教科書の使用を通して、視覚的効果を高めるなど、授業の中でICT機器を積極的に活用し、児童生徒の学習意欲を高め、児童生徒の基礎的な学力の定着に努めます。</p>	学校教育課
<p>○ICT機器を使用した授業を他の教諭にも公開することで、教諭の資質向上に努めます。</p>	学校教育課
<p>○インターネットやSNSの普及により、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化していることを踏まえ、様々な情報を適切に取得し活用する能力を習得できるよう情報モラル教育に取り組めます。</p>	学校教育課

施策の方向 I —(5) 次代の親の育成

核家族化やライフスタイルの多様化、地域との関係の希薄化によって、子どもたちが、世代間の交流が少ないまま親となることが多くなっています。

思春期の生徒が乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜びや命の尊さ、家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育として活動を進めます。

また、思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及など、子どもが健やかに成長していけるよう支援していきます。

① 乳幼児とのふれあい体験の充実

【現状・課題】

- 中学校では、次代の親となる子どもたちが、保育所等への職場体験や、夏ボランティアでのふれあい体験を通じて、乳幼児の特性を知り、子育ての楽しさ、大変さを感じることができる機会を設けています。今後はより多くの生徒が体験できるよう、体験機会を充実していく必要があります。
- 中学生のふれあい体験では、幼稚園・保育所の保護者や園の先生の様子から子どもを大切に思う気持ちを感じ取ることで、母性・父性を高めていく経験となるように努めています。
- 中学校では、助産院の院長による性に関する講習会を行い、赤ちゃん人形や妊婦ジャケットを使った体験活動を通じて、父親・母親になる自覚を持つよう意識啓発を行っています。

【施策の方向性】

次代の親となる子どもたちが、将来子どもを生み育てることの大切さを感じ、母性・父性を高めることができるよう関係機関と連携して、乳幼児とのふれあい体験の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○中学生を対象とした育児体験学習や、ボランティア活動を通して、乳幼児に接する機会を増やします。社会福祉協議会と連携して取り組む機会を充実させていきます。	学校教育課

② 学校における性教育等保健の充実

【現状・課題】

- 性教育講演会や生命の安全教育、自殺予防教育などを通して、子どもたちが、自分や他者の生命を大切に作る心を育てる取り組みを進めています。さらに、保護者も参加できるように周知徹底し、家庭とより連携して取り組んでいく必要があります。責任ある行動をとることができるように意識啓発を一層進める必要があります。
- 男女が協力して子育てをすることの大切さや、家庭を築くことの意義を伝えていく必要があります。
- 性に関する知識や心と体のバランスについて、工夫しながら取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

学校における性教育等保健について、性に関する知識を正しく理解し責任ある行動をとることができるよう、教育内容の工夫に努めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○次代の親となる子どもたちが、生命の大切さ・尊さを理解し、性に対する基礎的・基本的事項を正しく認識して行動することができるよう、保護者と共に考えることができるような場を設けて教育内容、指導の充実を図ります。 また、性感染症の危険性や感染経路などの情報提供及び予防の啓発に努めます。	学校教育課



基本目標Ⅱ

親が安心して子どもを生み育て、家庭の育てる力を支えるまち

施策の方向Ⅱ—(1) 安心して出産できる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する不安を解消し、安全で安心な出産ができる環境づくりが必要です。妊産婦等の支援に必要な実情の把握や、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供を行います。

また、出産後も心身の不調・育児不安等の育児困難感がある母親が安心して育児ができるよう、子育て支援の一助とするとともに、産後うつや児童虐待防止につなげることを目的とし、産婦健康診査や産後ケア事業活用のための情報提供等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。

① 産前からの支援・妊婦の健康づくり

【現状・課題】

- 妊娠届出時の保健師による全数面談で、妊婦の不安や悩み・周囲のサポート状況をきめ細かく聞き取り、必要となりそうな支援の情報を提供するなど一人ひとりに寄り添った相談支援を実施しています。
- 妊婦や同居家族の飲酒・喫煙状況を把握し、妊娠中の喫煙（家族も含む）・飲酒のリスクについて伝え、喫煙者・飲酒者には禁煙・禁酒を促しています。
- こども家庭センターを令和6年度に設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるようニーズを把握するとともに、切れ目のない支援が届く仕組みづくりが必要です。
- 令和5年2月から出産・子育て応援事業を開始し、妊娠・出産・子育てに伴う経済的支援や相談支援を行っています。
- 不妊治療が保険適用されたことに伴い、不妊治療の補助事業は廃止した一方、不育治療の一部助成は引き続き行うことで、経済的負担の軽減を図っています。

【施策の方向性】

必要に応じた情報提供等の支援によって、妊娠中から母子の健康づくりを支援します。また、不育治療の助成を継続します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○妊娠届出時の面談、妊娠8か月アンケート、出産後の乳児訪問・相談等での面談を通じて、妊娠期から出産、子育て期の切れ目のない母子保健や子育てに関する情報提供、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	こども未来課
○不育治療の補助事業を継続して実施します。	こども未来課
○喫煙や飲酒が妊婦自身や胎児に悪影響を及ぼすことについて、広報紙等を通じて周知するとともに、受動喫煙防止に関する知識の普及・啓発に努めます。 また、妊娠・出産におけるリスク軽減のため、妊婦への禁煙・禁酒指導や健康づくりについての指導を行います。	こども未来課

② 産後ケアの推進

【現状・課題】

- 産後 12 か月までの間、産婦が医療機関からサポートを受けられる産後ケア事業を実施しています。
- 産婦の心身の健康状態を確認するとともに、必要に応じて医療機関と連携し、支援が必要な親子に対して養育支援訪問等の継続支援を行っています。
- 産後うつを予防し、母が安心して産後の生活を送るためには、医療機関等との十分な連携が必要です。

【施策の方向性】

支援を必要とする妊産婦を把握し、切れ目なく支援するとともに、医療機関と連携し、産後ケアの充実に努めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○産後うつを早期から発見し、医療機関と連携しながら介入することで産婦が安心して子育てできるよう、産婦健康診査の受診勧奨を行います。	こども未来課
○産後ケア事業を利用し、専門家の指導や支援を得ることで、退院後自信をもって過ごすことができるよう、妊婦面接等での情報提供を実施します。	こども未来課

施策の方向Ⅱ—(2) 相談・情報提供体制の充実

核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化等によって、不安を持ちながら子育てをする保護者が増えています。

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことも家庭センターにおいて、相談機能の充実を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を実施します。

また、子育て家庭が必要とする子育て支援を十分に利用できるように、情報提供体制の整備や各種事業の周知を行います。

① 母子保健事業の充実

【現状・課題】

- 妊婦面接、妊娠8か月のアンケートや妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査、保育相談、ベビママサロン等の母子保健事業を通して継続的に親子に関わり、支援を行っています。
- 保育相談では、就学前児童の保護者を対象として隔月(偶数月)1回、保健師による育児相談、保健指導を行い、希望者には管理栄養士や歯科衛生士による専門的な指導を行っています。
- ベビママサロンでは、生後4～5か月児、生後7～8か月児を持つ保護者を対象として、2回を1クールとして年6クール、月齢に合わせて、離乳食初期・中期のすすめ方や乳幼児の歯の手入れについての講話、子育てミニ講座、親子遊び等、同月齢児を持つ保護者同士の交流等を行っています。
- わんぱく広場は廃止し、同年齢を対象としてにこにこサロンは実施していましたが、参加者が少なく、むし歯予防や食育の啓発の場となっていなかったため、令和6年度から2歳児歯科健診を開始し、歯科健診と併せて栄養に関する相談や育児相談等ができる機会を設けました。
- 保育相談等母子保健事業では、希望者が参加しやすい環境の配慮や、保護者同士の交流の場として活用されるよう事業の実施方法を検討する必要があります。
- 保育相談等母子保健事業では、参加した保護者が相談・啓発を通じて育児に自信を深め、気持ちに余裕が生まれるよう、事業内容を充実させることが必要です。

【施策の方向性】

乳幼児健康診査等母子保健事業を通じて正しい情報の提供を図り、子どもの発達に応じた相談支援体制を充実します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○乳幼児健康診査等母子保健事業を通じて正しい情報や知識の普及を図り、子どもの発達に応じた相談体制の充実に努めます。	こども未来課
○保育相談等母子保健事業では相談等を通して乳幼児期から継続的に関わることで、母子の状況を把握するとともに、気軽に相談できる関係づくりを努めます。そのうえで一人ひとりにあった母子保健サービスが利用できるよう支援します。	こども未来課
○保育相談について、引き続き安心して相談のできる体制を充実します。また、広報紙や町ホームページ等で事業の周知を図るとともに、保護者同士の交流の場として活用していきます。	こども未来課
○ベビママサロンでは、離乳食や歯の健康等育児に必要な知識について、保護者とその重要性を理解でき、気軽に集える場となるよう内容の充実を図ります。また、保護者同士が交流できる内容についても充実を図ります。	こども未来課

② 子育てに関する情報提供の充実

【現状・課題】

- 広報紙やホームページ等、町民に伝わりやすい情報提供の方法を検討するとともに、関係機関との連携をさらに深め、必要な情報を容易に入手できるよう工夫が求められます。
- 令和5年度から、はやしま子育て応援アプリを導入し、町からの情報や子育て支援情報が検索できるようになりました。今後は登録者の増加を目指し、はやしま子育て応援アプリについて周知していく必要があります。
- 子育て支援拠点施設等においても子育てに関する情報の発信が必要です。

【施策の方向性】

ホームページや広報紙、はやしま子育て応援アプリ、子育て支援拠点施設等を活用し、子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子育てに関する地域の情報や各種子育て支援の事業内容について、町のホームページや広報紙、はやしま子育て応援アプリ等を活用し、保護者が興味をもって読めるように内容の充実に努めます。	こども未来課
○子育て支援事業について広く周知できるよう子育て支援拠点などの関係機関と連携を図ります。	こども未来課

③ こども家庭センターの充実

【現状・課題】

- すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、支援体制の強化に取り組んでいます。
- 地域で安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援の充実が一層求められています。
- こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、必要なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして支援内容を組み立てるとともに、不足する地域資源については新たに開拓を行うなど、必要な支援を提供できる体制づくりが必要となります。

【施策の方向性】

妊娠期から切れ目なく関わり、妊娠・出産・子育てについての相談等の支援を担うこども家庭センターの充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○妊娠・出産・育児について相談できる窓口として、こども家庭センターの充実を図っていくとともに、母が安心して子育てできるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を提供します。	こども未来課

施策の方向Ⅱ—(3) 家族で協力した子育ての推進

母親の子育てに対する不安や負担を軽減するためには、父親や祖父母が積極的に子育てに参加することが必要です。

子育てへの父親の参画を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

① 家族や祖父母の育児参加の促進

【現状・課題】

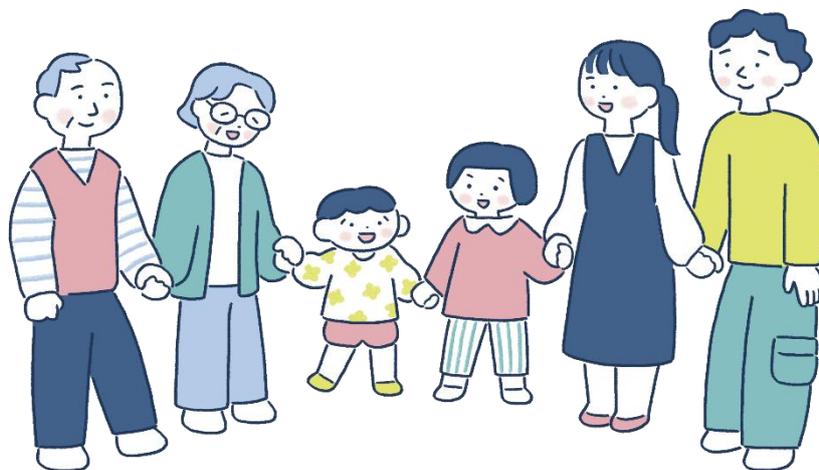
- 家族や祖父母に子育ての基本的知識を普及し、育児参加を促す必要があります。
- 地域子育て支援拠点で基本的知識の普及や、育児等に対する相談体制を整えていきます。
- 近年、育児休業を取る父親も以前より見受けられるようになり、ベビママサロンに夫婦で参加するなど、父母で育児に取り組む様子も多くみられます。

【施策の方向性】

家族や祖父母の育児参加に向け、情報提供や啓発を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○家族全員が育児等の知識を共有し、子育てに取り組んでいけるよう、情報提供を行い、家族全員の育児参加を促進します。	こども未来課
○家族全員が子育てにおける役割を果たせるように、保護者の学習機会の提供や、親意識の啓発を図ります。	こども未来課



施策の方向Ⅱ—(4) 子育てと仕事の両立

共働き世帯が増加しており、今後も仕事と子育てを両立するための支援が求められます。就労している保護者が子育てに参加しやすいように、企業における子育てへの理解や、男女ともに育児休業制度を取得しやすい職場環境づくり等、企業における子育て家庭への理解の促進を図ります。

また、働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

① 育児に対する事業所の理解と協力の促進

【現状・課題】

- 両親ともに育児休業制度を利用しやすい職場づくりを働きかける必要があります。
- 育児休業の取得によって保育所在園児が退園となることがないように、保育所での受け入れ体制を確保しています。

【施策の方向性】

育児休業取得など育児に対する事業所の理解と協力を促します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○事業主や従業員に対し育児休業の取りやすい雰囲気づくりや労働時間の短縮等、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるような職場環境づくりの啓発を行います。	産業課
○育児休業の利用によって保育所在園児が退園とならないよう、保育所での受け入れ体制確保に引き続き取り組んでいきます。	こども未来課

② ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状・課題】

- 仕事と子育ての両立に関する考え方について、就学前の子どもを持つ保護者へのアンケート調査では、子育ても仕事も同じように両立したい、仕事もしつつ子育てを優先したいと希望する割合が高くなっています。
- 育児と仕事の両立に向けた支援のニーズが高まっている一方で、仕事と子育てを両立する上での課題については、保護者や子どものけが・病気の際などの対応が難しいこと、子どもと接する時間が短いことなどの割合が高くなっており、ニーズに応じた柔軟なサービスの利用等によって仕事と子育ての両立を支援することが重要です。

【施策の方向性】

仕事と子育ての両立を図るため、地域の子育て支援事業等の利用促進を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○ワーク・ライフ・バランスの一助となるよう、子育て支援施設・事業の充実を行い、情報提供や利用促進を図ります。	こども未来課

施策の方向Ⅱ—(5) 子育てに関する経済的負担の軽減

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育てにおける悩みとして、経済的負担は依然として高くなっており、町における制度や助成の周知を行い、国や県の動向を踏まえ充実を図ることが必要です。

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、就学前子どもの給食費の負担の軽減等、現在行っている施策を継続していきます。

① 経済的負担軽減施策の周知

【現状・課題】

- 経済的負担を感じている家庭の状況を把握し、適切な支援を実施していく必要があります。
- こども医療費の助成については、令和5年7月の改正によって高校卒業まで保険診療分の無償化を行っています。
- 令和6年10月から児童手当が拡充され、所得制限の撤廃や支給期間の延長、第3子以降の増額、支給回数の増加等が実施されています。
- 妊娠の届出をした妊婦と生まれた子どもの養育者に対して支援給付を行う出産・子育て応援事業を令和5年2月から実施しています。令和7年度からは、妊婦のための支援給付として、経済的支援を実施します。
- 令和6年度から特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用する園児に対し、副食費の無償化を行っています。
- 町内の幼稚園・小学校・中学校を利用する児童に対し、給食費の無償化を行っています。

【施策の方向性】

子育て支援に対する助成制度の周知・支援を引き続き行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○児童手当制度やこども医療費の助成等について、すべての対象者への周知徹底を図ります。	健康福祉課
○障がい児を対象とした、特別児童扶養手当・障害児福祉手当や心身障がい者医療の助成等についてホームページや広報紙を活用して周知徹底を図ります。	健康福祉課
○ひとり親家庭については、窓口において該当者に児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の制度の説明や申請案内を引き続き実施します。	健康福祉課
○保育所を利用する園児については副食費の完全無償化、幼稚園、小学校、中学校を利用する園児・児童・生徒については給食費の完全無償化に引き続き取り組みます。	こども未来課
○低所得世帯の生活状況等を把握し、実費徴収に係る補足給付の必要性を検討します。	こども未来課
○妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援とともに、経済的支援として、妊婦のための支援給付を行います。	こども未来課

基本目標Ⅲ

地域全体で「子育て」と「親育ち」を支えることのできるまち

施策の方向Ⅲ—(1) 子どもの居場所づくり

子どもが安心して過ごせる場所が少なく、地域の人々と子育て家庭が交流する機会が少なくなっています。健やかでたくましい子どもを地域全体で育てるために、子どもの安全な居場所づくり、子どもや保護者、地域住民が交流できる場づくりに取り組みます。

① 児童館事業の充実

【現状・課題】

○子ども（18歳未満）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童館事業を行います。放課後や休日、長期休暇等の子どもたちが主役となる遊びの拠点と居場所を提供するとともに、様々な行事を実施します。

【施策の方向性】

児童の健全育成を図るため、地域と連携しながら、多様な事業を展開し、子どもの居場所づくりとして運営を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○各種行事内容の充実を図るとともに、継続的なPR活動に努めます。	こども未来課

② 公園・遊び場の整備

【現状・課題】

- 地域の人々と子育て家庭が交流できる場所が少なくなっています。
- 子どもが外で安全に遊ぶことができる遊び場づくりに引き続き取り組むとともに、既存の公園や遊具の改修による有効活用を図る必要があります。
- 維持管理費の削減に向け、民間の力を活用した公園管理について検討していく必要があります。
- 子どもを含め、誰もが安心して利用できる遊び場づくりが求められています。

【施策の方向性】

子どもが外で安全に遊ぶことができる環境整備を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子どもが安心して遊ぶことができ、地域の人々との交流ができる場として公園や遊具を整備し、住民の理解を得ながら、より多くの人々が利用できるように努めます。	建設課
○遊具については、子どもの発達段階に応じた整備に努め、定期的に点検を行うとともに、設置等に対する助成を引き続き実施します。	建設課
○子どもの遊び場周辺の道路等の環境整備について、安全性や優先順位などを考慮しながら、修繕や維持管理等を進めます。	建設課
○民間の力を活用した管理等も検討しながら、既存の公園や施設の利用促進を図ります。	建設課

③ 放課後子ども教室の充実

【現状・課題】

- 放課後子ども教室では参加人数が年々増加しており、活発な活動が行われています。
- スタッフの人手不足や、活動場所の確保といった課題に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 運営協議が年1回となっており、連携・協議については、さらに強化できるよう取り組んでいく必要があります。
- 学校の余裕教室が年々減少し、活動場所の確保が課題となっています。

【施策の方向性】

放課後子ども教室が開催する活動等について、共通プログラムを検討します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○共働き世帯等の小学生の遊び・生活の場を確保し、子どもたちの育ちや学びを、学校・家庭・地域が相互に連携して支援します。	生涯学習課
○放課後子ども教室と放課後児童クラブ「城山学級」の連携を引き続き進め、共通のプログラムの実施・拡大を進めるとともに地域の方の協力のもと体制の整備に努めます。	生涯学習課
○共通のプログラムの実施にあたっては、小学校の余裕教室・体育館等の施設の有効利用を引き続き検討するとともに、校庭、図書室等の一時利用についても検討します。	生涯学習課

④ 子ども食堂の設置

【現状・課題】

- 子ども食堂の必要性について、関係機関と連携をして協議を行う必要があります。

【施策の方向性】

子どもの状況や子ども食堂のニーズの把握に努め、開設の検討を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子ども食堂に対するニーズの把握に努め、ニーズに応じて開設の検討等を進めます。	こども未来課

施策の方向Ⅲ—(2) 地域とともにある学校づくり

学校と地域の連携は、従来から「開かれた学校づくり」などの名称で進められていましたが、さらに一歩踏み込み、地域の人々と学校が教育目標やビジョンを共有し、一緒に協働するパートナーとなる「地域とともにある学校」が求められています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている中、学校が抱える課題は複雑化、困難化しており、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働が重要とされています。

① 学校と地域の交流活動の推進

【現状・課題】

○地域のボランティアを養成できる体制づくりを図っていく必要があります。

【施策の方向性】

地域のボランティアを養成できる体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○児童・生徒が自主的に地域活動や地域の交流の場に参加できるよう、引き続き学校と地域の交流活動を実施します。	生涯学習課

② 家庭、地域に開かれた学校づくりの推進

【現状・課題】

○学校と地域との交流を促進し、地域に開かれた学校づくりを継続して取り組んでいく必要があります。学校の参観等の機会を定期的に提供していきます。

【施策の方向性】

学校と地域との交流を促進し、地域に開かれた学校づくりを進めていきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○早島幼稚園において、在園児と未就園児との交流、保護者同士の交流を目的とした園庭開放を定期的実施します。早島小学校・早島中学校では、学校開放日を設定し自由に参観できる機会を設けることで、地域の方が学校の様子を知ることができるよう取り組みます。	学校教育課

施策の方向Ⅲ—(3) 子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた保護者が外出しやすいよう、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

また、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、子どもの自主的な防犯行動を促進するための指導等を充実するとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

① 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

【現状・課題】

- 乳幼児に配慮したおむつ替えスペース等のトイレへの設置や、授乳できる「赤ちゃんの駅」の普及を図る必要があります。
- 交通安全教室の開催後は、交通安全の重要性について意識が高まりますが、その意識を継続させることが重要であり、普段からの意識の啓発が必要です。
- 通学路等の危険な箇所について、改善を図るよう努めていますが、ハード整備に時間がかかり早急に改善ができない場合もあります。
- 街頭交通指導について、高齢化や共働き世帯の増加等の問題によって担い手が不足してきています。
- 保育所・幼稚所で信号機を活用した交通安全教室を実施しています。

【施策の方向性】

公共施設等において、子ども連れの利用者に配慮した施設・設備の整備を促進します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○教育施設の定期的な点検を実施し、修繕が必要な箇所は早急に修繕し、園児・児童・生徒の安全で快適な教育環境を整備します。	学校教育課
○子どもだけの外出時に安心して通行できるよう、歩道の整備や危険箇所の対策を行って歩行者の安全確保を図っています。限られた予算の中で引き続き、危険箇所の対策を行っていきます。	建設課
○幼稚園・保育所・小学校・中学校で実施する交通安全教室の際に、信号機を活用した実践的な交通安全教育を行うことや、地域の人々と関係機関が連携して交通安全活動を行うことなどにより、引き続き警察署等と連携した交通安全マナーの啓蒙・啓発に取り組みます。	総務課
○小学生の下校時に、地域のボランティアによる見守り活動を引き続き実施します。地域の担い手を確保し、地域ぐるみで活動することで防犯対策につなげます。	学校教育課
○小中学校の通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全点検を定期的実施し、危険箇所の改善を関係機関に要望することで、子どもたちの安全安心の確保に努めます。	学校教育課 こども未来課

② 地域による防犯活動の推進

【現状・課題】

- 子どもの安全・安心を図る子ども 110 番の家が町内で多く設置されていますが、さらに設置を進めながら、地域の見守り体制を拡大する必要があります。
- 子どもが実際に声をかけられた時に、学んだことを活かすことができるように繰り返し指導することが必要です。
- 夏休み中の夜間巡回や神社の春と秋のまつり等の巡回指導については、巡回する側の負担も大きいという声があるため、今後も継続できるような仕組みを検討する必要があります。
- 個別運用からネットワーク型への改修について、必要かどうか検討する必要があります。

【施策の方向性】

地域の人々と関係機関が連携して防犯活動を行うことにより、子どもと保護者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子ども 110 番の家について、子どもへの周知と非常時の活用の呼びかけを引き続き行うとともに、周知活動に力を入れます。一方で、活動している方の高齢化が進んでいるため、若い世代へも協力の呼びかけに努めます。また、青少年育成推進協議会やPTA等の補導活動、巡回活動等と連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課
○防犯メールや「早島スクールネット」の登録者数を増やし、保護者や地域の人々をはじめとした地域全体の防犯意識の向上を図ります。	学校教育課



施策の方向Ⅲ—(4) 子育て支援ネットワークづくり

子育ては、保護者と地域の人々が互いにつながりを持ち、地域社会への参加の意識を持つことが重要です。

各所で実施する子育て広場、子育てサロン、子育てサークルなど身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実します。

また、地域の人々の子育てに対する理解を深めるため、見守り活動等の地域の活動と子育て家庭との関わりの強化に努めます。

① 地域の子育て支援ネットワークの構築

【現状・課題】

- 保護者が安心して子育てできるよう、地域のつながり強化が必要です。
- 愛育委員会では、ベビママサロンや木の実会の託児協力を通して、母子との交流の機会を持っています。

【施策の方向性】

地域における子育て支援者が連携し、地域の子育て支援ネットワークを構築します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○自治会等を中心に、愛育委員・栄養委員・民生委員・児童委員等の地域における子育て支援者の連携を促進し、子育て家庭との交流活動や支援活動が充実・活発化するように、子育て支援のネットワーク構築を目指します。	健康福祉課

② 地域交流の充実

【現状・課題】

- 高学年児童を対象とした放課後子ども教室や、子どもの体験教室等において、地域の方が運営に関わる体制づくりを進め、子どもや保護者と交流する機会を拡充する必要があります。
- 子ども会の数が減少し、活動が困難な団体も見受けられます。また、習い事等により子ども会活動に参加しにくい状況もあります。参加者を増やすためには活動内容の魅力を高める努力が不可欠です。
- スポーツ少年団の活動を充実するため、指導者等の育成研修会を開催していますが、参加者は多くない状況です。
- 自治会としての活動が困難という声を背景に、地域コミュニティ醸成の場であった町民運動会の在り方を見直し、令和6年度からスポーツフェスタ in はやしまという名称で新たなイベントを実施しています。

【施策の方向性】

子どもを取り巻く様々な地域活動や地域行事等を通じて、地域の人との交流機会を充実します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子ども会野外研修等を実施することによって、地区を超えた交流や子どもたちの健全育成を図り、子ども会活動が継続できるような取り組みに努めます。	生涯学習課
○スポーツ少年団の指導者の育成のための研修会について、保護者や地域の人々の参加促進を図ります。	生涯学習課

③ 見守り活動等の地域の活動と子育て家庭との関わりの強化

【現状・課題】

- 親育ち応援学習プログラムを実施し、親同士の学びの支援を行っていますが、より多くの方に講座に参加してもらえるような工夫が必要です。今後さらに多くの保護者が学習できる場を設定するとともに、学びの場において参加者の意見を引き出し議論を進める中心的な役割を担うファシリテーターが主体的に講座を開催できる機会の提供と支援が必要です。
- 家庭教育支援チーム「すくすくハート」による情報提供を行っていますが、効率的な取り組みを検討する必要があります。保護者への訪問によって直接支援を届ける等、相談対象の抽出や相談体制の確立も必要です。

【施策の方向性】

親育ちを支援するための情報提供や相談体制の充実等を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○親育ちを支えるため、親育ち応援学習プログラム等親同士の学びの支援や、家庭教育支援チームによる子育てに関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。	生涯学習課

④ 子育てサロン、サークル等の充実

【現状・課題】

- 町内親子（3歳児未満）の自主サークルである木の実会等のサークルが、安心して楽しく子育てができるよう親子がつどい、交流を深める場として町内で活動しています。しかし、親の就労や子の就園に伴い、会員は減少傾向にあります。

【施策の方向性】

地域の子育てサロン、サークル等の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○運営に関する相談や専門職の派遣等によって自主サークル活動の支援を行い、仲間づくりや子育ての学び獲得による不安解消や育児能力向上につなげます。	こども未来課

⑤ こどもまんなか社会の実現

【現状・課題】

- 国では令和5年に「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」をめざすことが示されました。
- 本町では、町の子どもたちが議員となり町の課題や将来について提案する「はやしま子ども議会」を開催しており、今後も継続して開催することで、子ども目線の課題の把握や、施策への子どもの意見の反映に努めます。

【施策の方向性】

子どもの意見を聞く機会の確保や子育て世帯の希望の把握に努めるとともに、「こどもまんなか社会」の考え方を周知し、地域全体で子育てを支援する環境を醸成しさらに発展するよう努めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子どもの権利や意思の尊重に向けて、こども基本法や子どもの権利に関する周知啓発に努めます。	こども未来課
○小さな子どもを持つ保護者の現状や要望を把握し、課題解決に向けた施策の検討につなげます。	こども未来課
○「はやしま子ども議会」を開催し、子どもの意見の把握に努めます。	学校教育課 こども未来課



基本目標Ⅳ

すべての子どもの健やかな成長を守るまち

施策の方向Ⅳ—(1) 虐待、いじめ、ヤングケアラー等の課題への対応

全国における児童虐待相談対応件数は年々増加しています。子育てに関する様々な不安や悩み、孤立感が児童虐待につながるケースもあり、保護者が不安や悩みを解消できるように相談、訪問等の機能を充実させることが重要です。

こうした状況を受け、こども家庭センターを中心としてあらゆる関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、支援を必要とする子どもや保護者に対して包括的な支援を行います。

さらに、子どもの非行や不登校の解消、予防のために、子どもとの関わり方教育を行い、保育・教育のあり方について改善を行うことで、適切な指導、相談体制の充実に努めます。

① 子どもを守る地域ネットワークの構築

【現状・課題】

- 要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待予防や早期発見、早期支援を図るため、関係機関が連携して要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行っています。引き続き関係機関の連携によって、被虐待児や虐待ハイリスク児を早期に発見し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会代表者会議や所属機関の先生を対象とした研修会を開催し、児童虐待防止の理解促進と、対応力向上に取り組んでいます。
- 広報や研修を通して、子どもの権利擁護についての啓発を進め、虐待やいじめの予防を行う必要があります。
- 要保護児童の所属機関から月1回定期的に子どもの様子について情報提供を受け、迅速な支援につなげています。引き続き密に情報共有を行い、地域で子どもを見守る体制を構築していく必要があります。
- 地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、子育て家庭が地域で孤立することなく見守られ支えられる支援環境づくりを進めることが必要です。

【施策の方向性】

児童虐待に対して、各関係機関が連携して迅速な対応ができるように体制整備を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○愛育委員・民生委員・児童委員等を対象に、児童虐待について研修を行うとともに、地域における支援体制の維持・向上を図るため、保健福祉関係者、医療関係者、警察、学校、幼稚園、保育所、児童館、社会福祉協議会等、関係機関向けの研修や情報共有の仕組みづくりを行い、ネットワークの充実を図ります。	こども未来課
○児童虐待（の疑い）があった場合は、要保護児童の個別ケース会議等を開催し、支援内容に関する協議を行います。児童相談所や所属機関等の関係機関との情報共有や連携した対応によって、こどもの安全確保や環境の改善を図ります。	こども未来課
○町広報紙やホームページ、チラシ・ポスター等で児童虐待防止やこどもの権利保障のための啓発を行うとともに、相談窓口と児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について周知を図ります。	こども未来課

② 虐待の早期発見と対応

【現状・課題】

- 妊娠期からの母子保健事業の機会をとらえて、妊娠・出産・子育て・発達等に関する相談窓口の周知を行い、虐待の予防、早期発見・早期対応を推進していく必要があります。
- 乳児家庭全戸訪問事業については、訪問拒否の場合は面接を行い、親子の状況を確認する等、全数把握できるようにしています。また、要支援家庭が未把握や放置にならないよう関係機関と連携し、養育支援訪問等、適切な支援へつなげていく必要があります。
- 乳幼児健康診査未受診者に対し、受診勧奨や家庭の状況把握・関係機関との連携を行い、全数把握に努めています。
- 転出入や、住民票はないが居住している家庭や、区域外の学校へ通う児童もいるため、関係機関とケースの引継ぎや情報共有を迅速にもれなく行う必要があります。

【施策の方向性】

児童虐待の発生予防、早期発見に向け、地域の各関係機関の連携及び協力体制を推進します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○乳児家庭への全戸訪問や乳幼児健康診査を通じて、親の育児不安や養育状況の把握、相談しやすい関係づくりに努め、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。	こども未来課
○児童虐待を発見しやすい立場にある保育所・幼稚園・学校等の職員に対する児童虐待に関する研修会の実施や情報連携を強化します。	こども未来課
○支援が必要な妊産婦・乳幼児・児童を対象に、こども家庭センターにおいてサポートプランを策定し、保健・福祉等のサービスの情報提供とつなぎ、資源の開拓を行います。	こども未来課
○乳幼児健康診査未受診者や居住実態が把握できない家庭については、要保護児童対策地域協議会との情報共有や訪問によって実態把握に努めます。	こども未来課
○虐待リスクの低減に向けて、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みへの対応や、家事・子育て等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施に努めます。	こども未来課

③ 思春期相談の充実

【現状・課題】

- 思春期の子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決に取り組む必要があります。
- 必要な人が相談できるよう、さらに事業の周知を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

思春期の心の問題に対する相談支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○学校、家庭、保健所、児童相談所等関係機関との連携強化に努め、心の健康相談等相談事業の充実を図ります。	学校教育課 こども未来課

④ 支援を必要とする子どもに対する支援の充実

【現状・課題】

- 不登校の児童・生徒またはその傾向が見られる子どもに対し、カウンセリングを行うとともに、家庭と連携して適切に対応や支援をしていく必要があります。町教育委員会は適応指導教室（ふれあい教室）を設置し、小中学校にも自立応援室を置いています。また、オンライン応援室やフリースクールなどと連携し、学校内外における居場所づくりを充実させています。
- 道徳の授業や、普段の学校生活の中で、友達を大切にすることを育み、いじめを未然に防ぐことが必要です。
- 町及び学校で作成した「いじめ問題対策基本方針」により、未然防止や早期対応に努める必要があります。しかし、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、さらなる支援の充実を目指していく必要があります。

【施策の方向性】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、いじめや不登校に対する支援を充実します。

ヤングケアラーや子どもの居場所等の課題について、該当児童の把握及び支援を可能とする体制の構築に取り組みます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○定期的なアンケート調査や教育相談等を活用して、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制の充実を図っています。	学校教育課
○教育支援センター（早島ふれあい教室）は、令和6年度小中学校や教育委員会が連携しやすい場所へ移転しました。子どもたちが生活リズムを整え、集団生活を通して他者と関わる力を養っています。	学校教育課
○早島町いじめ問題対策基本方針をもとに、いじめの未然防止、早期発見に努めます。人権教育や特別活動、特別な教科道徳などを通して、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりを行っています。	学校教育課
○教育機関や地域等との連携によってヤングケアラーの発見に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して家族支援の視点から必要な支援につなげます。	こども未来課

⑤ 子どもとの関わり方教育・啓発

【現状・課題】

- 生活環境の変化に伴い、生活習慣にも多くの影響が出ています。親子で一緒に朝ご飯を食べる機会やゆっくり語り合う時間が必要です。
- 子どもにスマホやタブレットを与えて、長時間見せたり、保護者がスマホに気を取られ、子どものことを見ていなかったりするなど、子どもとの関わり方や遊び方が分からない保護者が増加傾向にあります。スマホを長時間利用することの子どもへの影響について、ポスターを健康づくりセンターへ掲示しています。また、ベビママサロンでは、令和6年度から、コロナ禍等の理由によって中断していた親子のふれあい遊びを再開し、具体的な子どもとの遊び方について伝えています。

【施策の方向性】

保護者に対して、子どもの発達に応じた関わり方、過ごし方を学ぶ機会を提供し、虐待予防につなげます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○ベビママサロンや乳幼児健康診査等を通して、子どもの発達課題に応じた関わり方や過ごし方について啓発していきます。	こども未来課
○子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその子どもに対して、講義やグループワーク、相談・助言等を通じて適切な親子関係の構築を支援する親子関係形成支援事業を実施します。	こども未来課
○親自身の行動を工夫することで子どもの行動変容を促す等、保護者の育児スキルの向上や育児ストレスを緩和し、虐待リスクの低下と発生予防を図ることのできるようグループワークの内容を充実させていきます。	生涯学習課

施策の方向Ⅳ—(2) 障がい児等に対する支援の充実

障がいがある子どもについて、障がいの早期発見及び早期療育が求められています。また、様々な機会を通じて子どもの状況把握を行うとともに、活動や健康診査に不参加の子どもに対しても状況把握を行い、適切な支援、情報提供を行っていくことが必要です。

本町では、発達支援が必要な児童についてきめ細やかな事業やサービスの提供を実施しており、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりに努めます。

① 障がい児理解のための地域への啓発

【現状・課題】

○園や学校が障がい児を受け入れられるように支援することが必要です。

○障がい児保護者へのアンケート結果では、障がい児への住民理解が深まっていると考える人は8割である一方、障がいのある人へのアンケート結果では、障がいに対する町民の理解が深まっていると考える人は全体の2割程度となっており、立場による差がみられます。子どもの頃からの障がい理解の促進を図ると同時に、大人になってからも障がいについての理解を深められる機会をつくることで、地域全体で障がいへの理解を深めます。

○イベントの本来の目的（啓発等）の確認をする必要があります。

【施策の方向性】

障がいや障がい児の理解のための地域への啓発活動を進めます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○地域での見守りや地域との交流を促進していくために、障がいのある人とない人が相互理解を深めるための交流機会の確保や、障がいに関する学習機会の充実に取り組みます。また、障がいについて学ぶ場として、教育機関や生涯学習の場を活用するとともに、障がいに関する正しい知識や情報を発信し、理解促進を図ります。	健康福祉課

② 障がい児のいる家庭への情報提供と相談体制の充実

【現状・課題】

○子どもの障がいや育てにくさについて、保護者が気付くことができるよう、また気軽に相談できるよう、関係者や地域の人が理解を深めていくための啓発をすすめる必要があります。

○子どもの障がいについて相談できる窓口・近隣の社会資源・福祉サービス等の情報が、障がい児を持つ保護者だけでなく、地域の住民にも提供できるようパンフレットや広報紙等で周知を図る必要があります。

○発達支援コーディネーターを配置し、幼児健康診査、個別相談、親子教室、巡回相談等を通して子どもの育てにくさや発達特性による集団での困り等について相談し、必要な支援や対応の工夫についてアドバイスを受けることができる体制をとっています。

○放課後児童クラブへ通う障がい児の保護者との相談体制を充実させるために、専門知識を持った指導員の確保が必要です。

- 保護者が子どもの障がいを受け止められず、医療機関等の専門機関へつながらないことや、受診までに時間がかかり、気になるときにタイムリーに相談できない場合があります。このため、身近で専門家に相談できる発達支援検診を実施しています。

【施策の方向性】

子どもの障がいについての必要な情報等の提供や相談支援の場や機会を充実します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○子どもの障がいについての必要な情報等を保護者が常に入手できるよう、情報提供の充実を図るとともに、発達支援コーディネーターの配置を継続します。また、専門知識を持った人材を配置した相談体制の整備を図ります。	健康福祉課 こども未来課
○発達に課題がある児童や親が育てにくさを感じている未就園児等への親子教室「てくてく親子教室」や、就学前児童についての「発達支援検診」を引き続き実施します。巡回相談等を通して、保護者が気軽に専門家へ相談でき、必要な対応や支援について知ることができるよう相談事業を継続します。	こども未来課
○保護者が子どもの行動に対し、適切に対応するためのスキルや知識を習得するため、親子関係形成支援事業の実施に取り組みます。	こども未来課

③ 障がい児の早期発見・早期療育

【現状・課題】

- 1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健診・3歳児健康診査時等に実施する心理相談や発達支援コーディネーターが各園、学校に出向き、巡回相談を実施することで、子どもの発達や育児についての相談を受け、必要に応じて医療機関等の専門機関を紹介しています。
- 巡回相談では、保育所や教育機関と連携し、発達が気になる子どもの困り感について、所属機関や保護者が理解し、適切な対応や集団の場での支援につなげる場となっています。
- 発達が気になる未就園児や育てにくさを感じている等の育児不安のある保護者を対象として、「てくてく親子教室」を実施しており、手遊びや運動遊び等の親子遊びや家庭での困りごとの相談、保護者同士が出会い・交流できる場となっています。
- 障がい福祉サービスは、今後も利用者が増加すると予想されており、障がいを持つ子どもに対して早期発見・早期療育が求められていることから、利用しやすい環境づくりを検討する必要があります。
- 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進について、幼稚園・保育所と連携を図り、要支援児のフォローを充実させていく必要があります。
- 保護者や関係者、地域の人々に障がいの特性理解を促し、障がいを持つ子がのびのびと生活できる環境を整える必要があります。

【施策の方向性】

母子保健事業等を通じて、障がい児の早期発見・早期療育の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○幼稚園や保育所と連携し、集団で困りを抱える子どもの早期発見、早期支援に努めます。発達支援コーディネーターによる巡回相談を継続し、子どもの特性の理解と集団の場での適切な支援につなげていきます。	こども未来課
○子どもとその保護者が安心して地域で暮らせるよう、関係機関や地域の理解を深めます。	こども未来課

④ 障がい児等の教育・保育の充実

【現状・課題】

- 障がい児保育について、各個人によって障がいの程度等が異なることから、各個人の障がいに対して適切な支援ができるよう、専門的な知識をもった人材の確保を含めて受け入れ体制の構築を図る必要があります。
- 特別支援教育について、小学校では個々の子どもに対する教育支援計画をたて、関係機関と連携して支援を行う体制づくりが必要です。また、特別支援教育の充実を目指して研究等に取り組み、特別な支援を要する子どもたちへの指導を充実させるため、教育ソフトを活用したアセスメントや研修を実施し、専門性を向上させていく必要があります。
- 放課後児童クラブでは、障がい特性に応じた対応ができるよう、保護者の要望に応じた専門員の派遣や指導員への専門的研修の実施など、知識の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

障がい児一人ひとりの状態に応じた教育・保育体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○障がい児が、生まれ育った地域で保育が受けられるよう、引き続き幼稚園、保育所での体制を整えるとともに、一時預かり等についても、保護者の意向に応じて受け入れます。	学校教育課 こども未来課
○小・中学校では特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。言葉のかけ方や接し方について、支援員の研修を行うことで資質の向上を図ります。幼稚園においては、保育支援員を配置し、特別な支援を要する子どもたちへの支援を行うとともに、保育支援員への研修の機会を充実させ、より適切な関わりとなるよう指導・支援を行います。	学校教育課
○障がい児の放課後児童クラブに対応するため、指導員に対して積極的に研修参加を促すことで、専門知識の確保を図る等、スムーズな受け入れができるように体制の整備に努めます。また、保護者の了解のもと、小学校へ訪問している専門員を放課後児童クラブの現場へ派遣する体制を整えます。	こども未来課

⑤ 発達に支援が必要な児童への対応

【現状・課題】

- 発達に支援が必要な児童が増加傾向にあります。発達支援コーディネーターを配置し、心理相談や巡回相談を通して子どもが一貫した支援を受けられるように、保護者や関係者への助言を行うとともに、不安の軽減に努めています。
- 発達に課題がある児童に対する支援の経過について記載する共通支援シートの取り組みは、各園、各学校に浸透し、進級進学後も安心して過ごし、継続して必要な支援を受けるための体制が整いつつあります。
- 巡回相談を各園、各学校で定期的実施しており、所属機関と保護者を含めて、児童の発達の課題について共有し、対応の工夫について検討する機会となっています。
- 令和6年度から、親子関係形成支援事業を実施し、発達の課題について家庭での対応に困り感を持つ保護者を対象に、保護者の育児スキルの向上と育児ストレスの緩和、他の保護者との交流促進などに努め、子どもの問題行動の改善や親子関係の改善等を行っています。

【施策の方向性】

発達に支援が必要な児童のいる家庭に対して、福祉サービス等の適切な情報提供を行います。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○巡回相談等を通して、子どもの発達の課題を共有し、適切な対応について保護者や所属機関と確認するとともに、保護者の子育てに関する不安感や孤立感に対応し、福祉サービス等の適切な情報提供を行います。	こども未来課
○障がいや家庭における問題を抱える子ども等が、継続的な支援を受けるために、こども未来課や保育・教育機関が共通支援シートを作成し、進級・進学後も支援に必要な情報を適切に引き継いでいけるように連携強化に努めます。	こども未来課
○子どもの育ちや子育てについて悩みや不安をもつ保護者を対象に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、よりよい関わりについて学ぶ親子関係形成支援事業を行います。	こども未来課

⑥ 医療的ケア児への対応

【現状・課題】

- 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当で地域の課題や対応策について協議を行う必要があります。

【施策の方向性】

医療的ケア児への対応について検討していきます。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○医療的ケア児が在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を協議・検討する体制の構築に努めます。	こども未来課

施策の方向Ⅳ—(3) ひとり親家庭への自立支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいこと、経済的な困難を抱えやすいこと、キャリア形成が困難など就労面での課題を抱えやすいことなど、様々な場面で困難に直面しています。子育てに関する支援や就労に関する支援、経済的支援等を行い、自立した生活を促すことが重要です。また、ひとり親家庭への制度や支援について、必要とする人が利用できるよう、周知することが求められます。

① ひとり親家庭の就労・生活支援

【現状・課題】

- ひとり親家庭の保護者は、子どもの養育や経済的な困窮等の様々な困難を抱えている場合があるため、負担感を軽減させることが必要です。医療費助成や県の貸付事業等について周知し、ひとり親家庭等における経済負担の軽減を促進し、子育てしやすい環境づくりの構築に努めます。
- 児童扶養手当に依存せず、自立した生活を送ることができるよう、就労支援・生活支援を行っていく必要があります。
- 県のひとり親自立支援員による相談を積極的に利用してもらえるよう、周知を図ります。

【施策の方向性】

ひとり親家庭の自立の支援に向け、就労支援・生活支援を継続実施します。

【主な取り組み】

事業概要	主担当課
○保育所の入園についての配慮を今後も行うとともに、地域の子育て支援の情報提供・利用促進を図ります。	こども未来課
○自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して就労支援・生活支援を行います。	健康福祉課
○ひとり親家庭の自立の支援、子どもの健やかな成長のために、各家庭の現状に応じた経済的支援の充実を図るとともに、就労支援・生活支援を引き続き実施します。	健康福祉課
○ひとり親家庭が利用できる各種制度の周知徹底に努め、子育てしやすい環境づくりの構築とひとり親家庭の自立を促します。	健康福祉課

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針において、市町村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「早島町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等に起因する人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟にサービスの提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの人口を、令和2年度から令和5年度の住民基本台帳の人口及び近年の子育て世帯の流入状況を基に、今後の宅地開発による影響も考慮しながらコーホート変化率法によって推計しました。

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	112	117	120	121	121
1歳	133	124	129	132	133
2歳	111	144	135	140	143
3歳	118	119	155	145	149
4歳	150	127	128	166	154
5歳	149	153	129	130	168
6歳	150	154	157	133	134
7歳	133	152	156	159	134
8歳	156	135	154	158	161
9歳	143	159	137	156	159
10歳	151	144	159	137	156
11歳	143	151	143	159	137

各年度4月1日時点

コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。量の不足に対しては、定員の弾力化により対応していきます。また、認可外保育施設や地域型保育施設及び近隣市町の教育・保育施設などで保護者の希望に応じた利用ができるように調整を行います。

単位：人		令和7年度				
		1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		417		111	133	112
量の見込み		106	311	73	94	21
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	210	311	88	94	50
	確認を受けない幼稚園 （上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育）	—	—	—	—	—
	認可外保育施設 （認証保育所など上記以外の施設）	—	—	—	—	—
	確保量合計	210	311	88	94	50
	過不足	104	0	15	0	29

単位：人		令和8年度				
		1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		399		144	124	117
量の見込み		105	294	103	80	25
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	210	294	103	82	50
	確認を受けない幼稚園 （上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育）	—	—	—	—	—
	認可外保育施設 （認証保育所など上記以外の施設）	—	—	—	—	—
	確保量合計	210	294	103	82	50
	過不足	105	0	0	2	25

単位：人		令和9年度				
		1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		412		135	129	120
量の見込み		105	307	100	85	26
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	210	307	100	85	50
	確認を受けない幼稚園 （上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育）	—	—	—	—	—
	認可外保育施設 （認証保育所など上記以外の施設）	—	—	—	—	—
	確保量合計	210	307	100	85	50
	過不足	105	0	0	0	24

単位：人		令和10年度				
		1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		441		140	132	121
量の見込み		110	331	100	85	27
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	210	331	100	85	50
	確認を受けない幼稚園 （上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育）	—	—	—	—	—
	認可外保育施設 （認証保育所など上記以外の施設）	—	—	—	—	—
	確保量合計	210	331	100	85	50
	過不足	100	0	0	0	23

単位：人		令和11年度				
		1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		471		143	133	121
量の見込み		134	337	101	85	28
確保量	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	210	337	101	85	28
	確認を受けない幼稚園 （上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅 訪問型保育、事業所内保育）	—	—	—	—	—
	認可外保育施設 （認証保育所など上記以外の施設）	—	—	—	—	—
	確保量合計	210	337	101	85	28
	過不足	76	0	0	0	22

4 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

基本型・特定型については、幼稚園や認定こども園、保育所など、様々な子育て支援に係る施設や事業の情報を集約し、効果的な情報提供に努めます。また、保護者の個別ニーズに合った支援や相談、関係機関との連絡調整を実施していきます。

こども家庭センター型については、母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行っていきます。

妊婦等包括支援相談支援事業型については、妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで途切れのない伴走型支援の充実を図ります。

単位：か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み(回)	336	351	360	363	363
	確保量(回)	336	351	360	363	363
	こども家庭センター	336	351	360	363	363

【量の見込みの考え方】

- ・基本型・特定型とこども家庭センター型については、こども未来課で対応しており、今後も体制を維持することとします。
- ・妊婦等包括相談支援事業型については、国において1組（妊婦及びその配偶者等）あたり少なくとも3回の面談を行うことが望ましいとされています。そのため、推計にあたっては0歳児の将来推計人数を妊娠届出数とみなし、0歳児の将来推計人数に3回の面談回数に乗じた年間延べ利用回数を見込み量として設定します。

(2)時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所において保育を実施する事業です。

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	220	228	235	251	264
確保量	220	228	235	251	264

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度以降の実績から算出した対象人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定します。令和2年度から令和5年度の利用人数をみると、対象人口に占める利用率は増加傾向にあります。共働き世帯の増加等による影響もあると考えられ、今後も同様の傾向が続くと予測されることから、今後も利用率・利用者数ともに緩やかに増加すると見込んでいます。

(3)放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により主に放課後の保育に欠ける児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	272	301	315	318	314
1年生	84	89	92	81	84
2年生	58	68	72	76	67
3年生	57	52	61	66	68
4年生	33	45	35	42	43
5年生	27	27	35	27	32
6年生	13	20	20	26	20
確保量	272	301	315	318	314

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度から令和6年度の各学年の登録児童数から算出した、各学年の人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定します。小学校1年生～3年生の令和2年度から令和5年度の利用人数をみると、対象人口に占める利用率は緩やかな増加傾向にあります。共働き世帯の増加等による影響もあると考えられ、令和9年度までは利用率・利用者数ともに緩やかに増加すると見込んでいます。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【概要】

家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

【量の見込みの考え方】

- ・ほとんどの年で利用実績はないが、量の見込みについては1としています。
- ・現在は町外の2施設で実施しており、必要とする世帯が利用できるよう、今後も町外の施設等と連携し、体制の整備に努めます。

(5)乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	112	117	120	121	121
確保量	112	117	120	121	121

【量の見込みの考え方】

- ・0歳児の将来推計人口を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、見込み量を設定しています。



(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

② 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業です。

③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	量の見込み(人)	2	2	3	3	3
	確保量	2	2	3	3	3
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み(人)	4	4	4	4	4
	確保量	4	4	4	4	4
親子関係形成支援事業	量の見込み(人)	10	10	10	10	10
	確保量	10	10	10	10	10

【量の見込みの考え方】

- ・養育支援訪問については、令和2年度以降の実績から見込み量を算出しています。今後も乳児のいるすべての家庭に保健師が訪問、継続して事業を実施し、支援が必要な場合には適切なサービス提供に結びつけていきます。
- ・子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業については、これまでの訪問や面談等により事業の利用が望ましいと思われる世帯の数をもとに見込み量を算出しています。

(7)地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て情報の交換や育児相談、仲間づくりができる場を提供することで子育ての不安の解消を図る事業です。

現在、地域子育て支援拠点を早島児童館、かんだ子育て支援センター、アートチャイルドケア岡山早島子育て支援センターの3か所で開設しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：人日）	6,958	7,552	8,103	8,892	9,628
提供体制（単位：か所）	3	3	3	3	3

【量の見込みの考え方】

- ・令和2年度以降の実績から算出した対象人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定します。令和2年度から令和5年度まで、延べ利用人数は増加傾向にあることから、今後も利用率・利用者数ともに増加すると見込んでいます。

(8)一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園（在園児対象）、保育所等で一時的に預かり保育する事業です。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		14,145	13,841	14,462	15,633	16,836
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	12,593	12,349	13,019	14,187	15,393
	保育所における一時預かり	1,552	1,492	1,443	1,446	1,443
確保量	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	12,593	12,349	13,019	14,187	15,393
	保育所における一時預かり	1,552	1,492	1,443	1,446	1,443

【量の見込みの考え方】

- ・令和2年度以降の実績から算出した対象人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定します。「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」については、令和2年度から令和5年度まで、延べ利用人数は増加傾向にあることから、今後も利用率・利用者数ともに増加すると見込んでいます。「保育所における一時預かり」については令和3年度以降減少傾向にあることから、今後も減少する見込みとなっています。

(9)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

町内に病児・病後児保育を実施している機関はありませんが、平成 29 年4月から岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書を締結し、病気のため集団保育が難しい子ども（乳幼児、小学校1年生から6年生）を対象に、病児保育施設の広域利用ができるようになっていきます

単位:人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	190	193	196	206	214
確保量	190	193	196	206	214

【量の見込みの考え方】

- ・令和2年度以降の実績から見込み量を算出しています。
- ・今後も広域で病児保育施設の利用ができる体制の維持に努めます。

(10)ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての援助を提供する人（おまかせ会員）と子育ての援助を希望する人（おねがい会員）が子育ての相互援助活動を行う事業です。

単位:人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	346	359	368	371	366
確保量	346	359	368	371	366

【量の見込みの考え方】

- ・令和2年度以降の実績から算出した対象人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定しています。

(11)妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、胎児の発育状態を確認し、妊婦に対し保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,568	1,638	1,680	1,694	1,694
確保量	1,568	1,638	1,680	1,694	1,694

【量の見込みの考え方】

- ・妊婦の数を0歳児の将来推計人口と同一とみなし、妊婦一人あたり14回の健診受診を基本として、0歳児の将来推計人口に14回を乗じた数を見込み量として設定しています。

(12)産後ケア事業

【概要】

産後1年未満の母親と乳児に対して産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	38	41	43	44
確保量	35	38	41	43	44

【量の見込みの考え方】

- ・令和2年度以降の実績から算出した対象人口に占める利用率を、各年度の推計人口に乗じた数を見込み量として設定しています。

(13)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【概要】

保育園等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間の範囲で就労要件を問わず柔軟に保育園等を利用できる事業です。令和8年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備します。

対象	①早島町民 ②生後6か月～満2歳 ③保育所等に在籍していない	}	3つすべてに当てはまる方
利用時間	一人あたり月10時間まで		
【一時預かりとの違い】 <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりは保護者への支援を目的としていますが、乳児等通園支援は子どもの育ちの支援を主な目的としています。 ・一時預かりは、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児等を対象としていますが、乳児等通園支援事業は保護者の就労状況等に関係なくすべての対象児が利用できるものです。 			

単位：人／日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
0歳	/	3	3	3	3
1歳	/	3	3	3	3
2歳	/	2	2	2	2
確保量					
0歳	/	3	3	3	3
1歳	/	3	3	3	3
2歳	/	2	2	2	2

【量の見込みの考え方】

・0歳6か月～2歳の全ての未就園児が月10時間の範囲で利用できるように量の見込みを設定しています。



5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1)教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えてきており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズだけでなく、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本町では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園への移行については、既存の幼稚園・保育所の利用ニーズや施設・設備等の状況を踏まえ検討していきます。

(2)教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3)小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、今ある接続カリキュラムを見直し、園・小学校における教育課程編成・指導計画作成の前提となる架け橋期（2年間）のカリキュラムを作成するなど、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公平かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

第6章 計画の推進

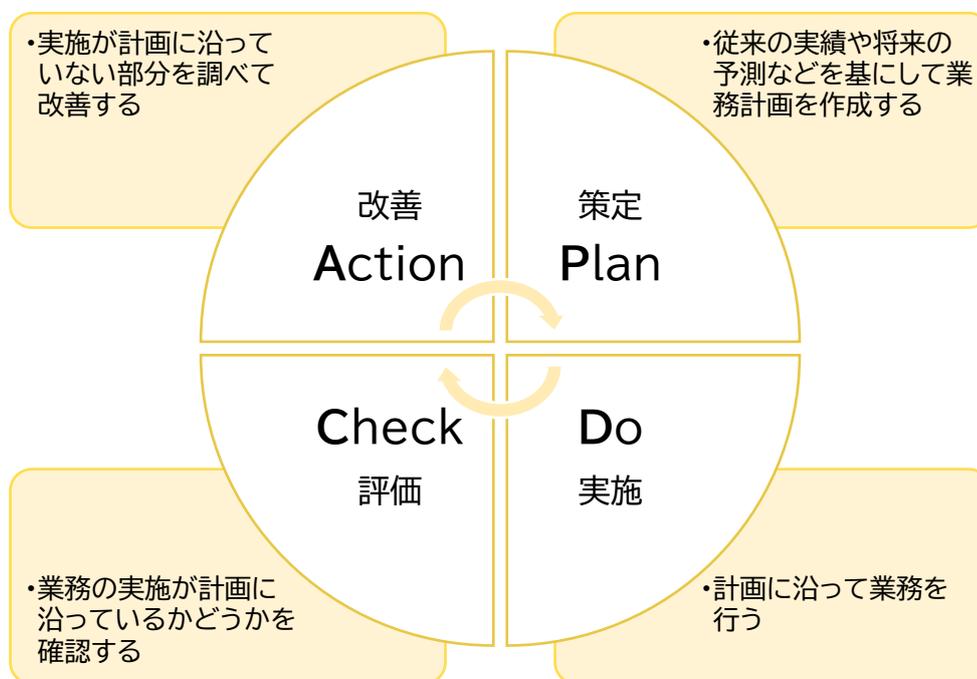
1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「早島町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

第4章「施策の展開」については、各事業の進捗状況から施策の達成度を評価し、今後の施策の方向性を検討していきます。また、計画最終年度においては、数値目標の評価を行います。

また、第5章の「教育・保育の量の見込みと提供体制」については、年度ごとに量の見込みと確保量を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

PDCAサイクルのイメージ



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進していきます。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し推進していきます。

参考資料

1 早島町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 26 日 条例第 22 号)

改正 平成 26 年 12 月 18 日 条例第 19 号

改正 令和 5 年 3 月 15 日 条例第 6 号

改正 令和 6 年 2 月 9 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、早島町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる職務を行う。

(組織)

第 3 条 会議の委員は 15 人以内とし、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者の中から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則 略

2 早島町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	団体名等	備考	任期
◎二宮 一枝	学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部 看護学科名誉教授	R5.11.1～R7.10.31
小川 誠	学識経験者	都窪医師会	R5.11.1～R7.10.31
大森 紀美子	関係団体代表者	早島保育園園長	R5.11.1～R7.10.31
名村 涼子	関係団体代表者	かんだ保育園園長	R5.11.1～R7.10.31
平賀 奈央	関係団体代表者	わかみや保育園保護者会会長	R5.11.1～R7.10.31
大森 正枝	関係団体代表者	アートチャイルドケア 岡山早島保育園園長	R5.11.1～R7.10.31
大倉 尚志	関係団体代表者	早島幼稚園園長	R5.11.1～R7.10.31
林 久美子	関係団体代表者	早島幼稚園 PTA 会長	R5.11.1～R7.10.31
井上 徹	関係団体代表者	早島小学校校長	R6.4.1～R7.10.31
眞鍋 和崇	関係団体代表者	早島町留守家庭児童会保護者会 会長	R6.4.1～R7.10.31
寺田 絵理子	関係団体代表者	母子クラブ（木の実会）会長	R5.11.1～R7.10.31
片岡 範子	関係団体代表者	早島町主任児童委員	R5.11.1～R7.10.31
中元 保子	関係団体代表者	早島町愛育委員会会長	R5.11.1～R7.10.31
薬師寺 真	行政関係者	岡山県倉敷児童相談所所長	R5.11.1～R7.10.31

※会長は◎

3 子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
令和6年度第1回 (令和6年7月12日開催)	<ul style="list-style-type: none">・第3期早島町子ども・子育て支援事業計画作成におけるニーズ調査におけるアンケート結果について・第3期早島町子ども・子育て支援事業計画の骨子について
令和6年度第2回 (令和6年10月4日開催)	<ul style="list-style-type: none">・第3期早島町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和6年度第3回 (令和7年1月10日開催)	<ul style="list-style-type: none">・第3期早島町子ども・子育て支援事業計画の素案及び見込み量・提供体制等について

用語解説

【あ行】

◆ 育児休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

◆ 一般世帯

住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者など施設以外に住む世帯のこと。

【か行】

◆ 核家族

夫婦のみの世帯または、夫婦もしくはひとり親と子どもから成る世帯のこと。

◆ 基本型・特定型

利用者支援事業の一種。基本型は地域子育て支援拠点等の身近な場所で子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズの把握や情報提供を行うとともに、地域の関係機関等とのネットワークによる支援を行うもの。特定型はコンシェルジュ等の専任職員を中心に、主に市町村の窓口において相談対応や保育サービスに関する情報提供等を行うもの。

◆ 協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

◆ コーホート変化率法

同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

◆ 子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

◆ こども家庭センター

令和4年6月の児童福祉法の一部改正に伴い、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うことを目的としている。本町では令和6年度からこども未来課内に設置している。

利用者支援事業においては、こども家庭センター型として、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や虐待の予防など、母子保健と児童福祉の両機能による切れ目のない支援を行う。

◆ 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

◆ 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。平成24年8月に可決・成立された。

◆ 子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、子どもが一人でも行ける無料や低額で食事をする食堂。

【さ行】

◆ 次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

◆ 社会的養護

様々な事情により家庭で暮らすことのできないこどもを家庭に代わって、公的に養育する仕組み。家庭的な環境の下でこどもを養育する「家庭的養護」と、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。

【た行】

◆ 待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

◆ 地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

◆ 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等地域の身近な場所で、就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点のこと。

◆ 特定教育・保育施設

町が施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のこと。

【な行】

◆ 認可保育所

児童福祉法第 39 条に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する施設。

◆ 認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね 0 歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね 7 時から 18 時）で保育・幼児教育を行う施設。

◆ 妊婦等包括相談支援事業

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において児童福祉法に創設された、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業。事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」として位置づけられた。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的としている。

【は行】

◆ 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

◆ ファシリテーター

会議やワークショップで参加者の意見を引き出し、議論を促進し、合意形成をサポートする進行役。

◆ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆ 放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

◆ 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

◆ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

◆ ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

◆ 幼稚園

学校教育法第22条に基づき「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的とし、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。

◆ 幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

【ら行】

◆ 量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

◆ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【英字・数字】

◆ 1号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園や認定こども園での教育を希望している子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

◆ 2号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

◆ 3号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満であって、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のこと。

◆ IoT

Internet of Things の略称で、日本語では「モノのインターネット」と訳される。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、様々な「モノ」をつなげる技術。

◆ ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

◆ ICT 機器

一般に PC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のこと。

第3期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

(第3期早島町子ども・子育て支援事業計画)

発行年月：令和7年3月

発行：早島町

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1

TEL (086) 482-2480 FAX (086) 483-0564